

【案】

沖縄県障害福祉計画

第3期

【平成24年4月～平成27年3月】

沖 縄 県

※ この計画案における各種数値は、現在最終的な調整を進めている市町村障害福祉計画の数値と整合性を図る必要があるため、今後、一部変動する場合があります。

目 次

I ー障害福祉計画の策定にあたって

1. 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 性格と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 策定体制、計画期間及び進行管理・・・・・・・・・・・・ 4
4. 計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5. 区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

II ー障害者の現状と県民の意見

1. 人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2. 障害者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3. 県民の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

III ー計画の方向性

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
2. 方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

IV ーサービスの提供体制の確保

1. 見込みの方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
2. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量と確保策・・・・ 23
3. 指定障害者支援施設の必要入所定員総数・・・・・・・・・・・・ 36
4. 障害福祉サービス等の質の向上のために講ずべき措置・・・・ 37
5. 地域生活支援事業の実施に関する事項・・・・・・・・・・・・ 39
6. 就労支援方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

V ー圏域ごとのサービス基盤整備計画について

1. 沖縄県全体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
2. 北部圏域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
3. 中部圏域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
4. 南部圏域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
5. 宮古圏域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
6. 八重山圏域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

VI－計画の推進体制等

1. 推進体制	69
---------	----

I－障害福祉計画の策定にあたって

1 趣 旨

本県では、障害者基本法に基づき、平成 16 年度から 10 年間の本県の障害者施策の基本的方向を定めた「沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン」を平成 16 年 3 月に策定し、障害者の社会参加促進、就労支援等による自立支援の促進等、各種施策の推進に努めてきました。

この間、平成 18 年度には、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、障害者自立支援法が施行されました（平成 18 年 4 月 1 日一部施行、同年 10 月 1 日全面施行）。

障害者自立支援法は、①障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、利用者が必要とするサービスを利用するため、サービス利用体系を一元化、②サービス提供主体を障害者にとって最も身近な市町村に一元化、③支給決定手続の明確化④就労支援の強化、⑤安定的財源の確保などをポイントとしており、また、都道府県及び市町村に対し、障害者が必要とする福祉サービスを地域において計画的に提供するための計画（障害福祉計画）を作成することを義務づけています。

このため、本県では、平成 19 年 3 月に「第 1 期沖縄県障害福祉計画」を、平成 21 年 3 月には「第 2 期沖縄県障害福祉計画」を策定しています。

また、平成 22 年 12 月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえた障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）により、利用者負担の見直しや相談支援の充実等が行われることになりました。

さらに、整備法により児童福祉法が改正され、障害児が身近な地域で支援を受けられるようにするため、改正児童福祉法を基本に障害児通所支援及び障害児入所支援に再編し、障害児支援が強化されることとなりました。

以上のような経過やこれまでの計画における実績を踏まえ、必要な見直しを行い、平成 24 年度から平成 26 年度までを計画期間とする「第 3 期沖縄県障害福祉計画」を策定します。

2 性格と位置づけ

沖縄県障害福祉計画は、障害者自立支援法第 89 条に基づき、市町村の障害福祉計画の達成に資するため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して広域的な見地から策定します。

本計画は、障害者基本法に基づき策定した沖縄県障害者基本計画「美らしま障

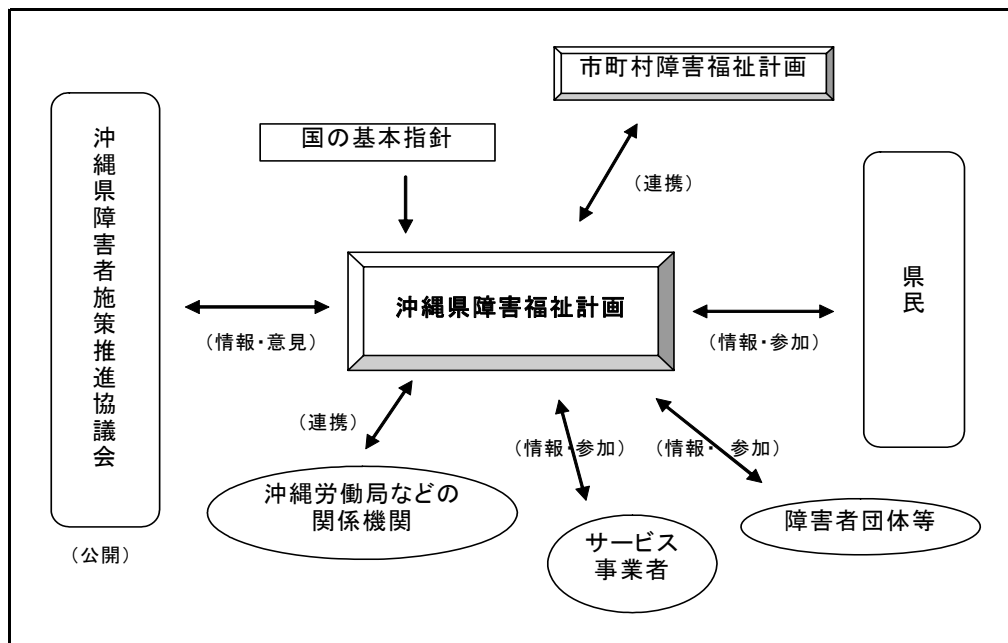
害者プラン」(平成16年3月)の実施計画となるものです。同基本計画の基本的な考え方や施策の方向性を踏まえつつ本計画を策定します。また、本計画の上位計画として同基本計画では、共通する数値目標については本計画と整合して設定します。

また、本計画は、本県の総合計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」(仮称)や県の他の関連計画と整合を図りつつ、策定しています。

3 策定体制、計画期間及び進行管理

(1) 策定体制

この計画は、障害者基本法に基づき設置されている「沖縄県障害者施策推進協議会」(委員は、障害者や障害福祉事業従事者、学識経験者等15名)における意見やパブリックコメント等を踏まえ、沖縄県が庁内関係各課及び関係機関等と連携して作成しました。



(2) 計画期間

この計画の期間は、平成24年4月から平成27年3月までの3年間とします。

また、計画の実施状況を踏まえ、平成26年度末までに計画の見直しを行います。なお、第3期障害福祉計画期間中に法の見直し等が行われ、それに伴い、第3期計画の内容の見直しが必要となった場合には、見直しを行います。

4 計画の内容

平成 26 年度の数値目標を設定し、年度ごと、サービスの種類ごとの量の見込みとその確保のための方策を定めます。

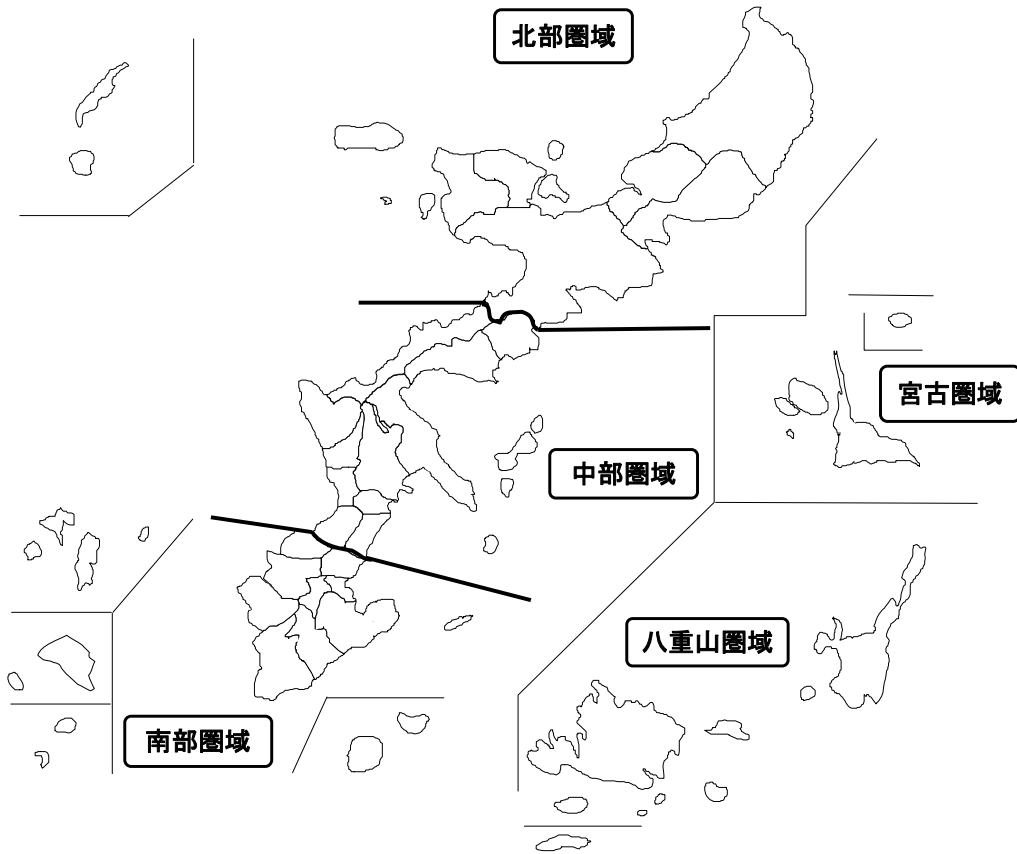
項 目	市町村	県
■ 地域生活への移行や一般就労への移行に関する平成 26 年度の数値目標	○	○
■ 平成 24 年度から 26 年度までの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援等の見込量と確保策	○	○
■ 平成 24 年度から 26 年度までの各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数		○
■ 障害福祉サービス等の質の向上のために講ずべき措置		○
■ 地域生活支援事業の実施	○	○
■ 就労支援方策		○
■ 平成 24 年度から 26 年度までの各年度の指定障害福祉サービス（訪問系サービスを除く）を実施する事業所の整備計画		○

5 区域の設定

「沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン～」で設定した障害保健福祉圏域（北部・中部・南部・宮古・八重山の5つの圏域）別にサービスの種類ごとの量を見込み、関係者間の連携と総合的な取り組みによって市町村を補完しつつ、各圏域のサービス提供体制の整備を推進します。

圏域名 (計 11 市 11 町 19 村)	市 町 村 名
北部障害保健福祉圏域 (1 市 1 町 7 村)	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部障害保健福祉圏域 (3 市 3 町 5 村)	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
南部障害保健福祉圏域 (5 市 5 町 6 村)	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮古障害保健福祉圏域 (1 市 1 村)	宮古島市、多良間村
八重山障害保健福祉圏域 (1 市 2 町)	石垣市、竹富町、与那国町

障害保健福祉圏域



Ⅱ 障害者の現状と県民の意見

1 人口

全国的に人口が減少傾向にあるなか、沖縄県は、平成 22 年以降も人口が増加する傾向ですが、一方で年少人口（15 歳未満）は減少し続けており、平成 27 年から平成 32 年にかけて生産年齢人口（15－64 歳）が増加から減少に転じ、老年人口（65 歳以上）が今後ますます増加していくことが予想されます。

単位：千人

	H12(2000)	H17(2005)	H22(2010)	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)
人口	1,318	1,362	1,393	1,416	1,429	1,433	1,431
年少人口	264	254	246	229	214	203	196
生産人口	862	888	898	910	892	876	860
老年人口	183	219	241	277	323	354	375

（資料）平成12年、17年、22年は国勢調査（総務省）、27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口（19年5月推計）」

圏域別人口

（単位：人）

	2000(H12)	2005(H17)	2010(H22)
沖縄県全体(11市11町19村)	1,318,220	1,361,594	1,392,818
北部障害保健福祉圏域(1市1町7村)	100,132	102,483	101,272
中部障害保健福祉圏域(3市3町5村)	446,403	464,371	478,619
南部障害保健福祉圏域(5市5町6村)	667,393	688,706	707,219
宮古障害保健福祉圏域(1市1村)	55,587	54,863	53,270
八重山障害保健福祉圏域(1市2町)	48,705	51,171	52,438

2 障害者（障害者及び障害児）の状況

（1）身体障害

身体障害者手帳交付者数は直近の数値である平成 22 年度末で累計 67,831 人となっており、平成 17 年度末累計 55,787 人と比較すると 12,044 人、率にして 21.6%増加しています。

年齢別に見ると、18 歳未満は約 1%の増、18 歳以上は 22.1%の増となっています。障害程度別に見ると、1 級、3 級及び 4 級が他の等級と比較して高い増加率となっています。

身体障害者手帳交付件数(年齢別)

障害名	年齢別			
		H12	H17	H22
視覚障害	18歳未満	50	82	66
	18歳以上	4,359	4,115	4,439
	計	4,409	4,197	4,505
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	141	205	193
	18歳以上	5,051	5,972	7,290
	計	5,192	6,177	7,483
音声・言語・そしゃく 機能障害	18歳未満	7	11	16
	18歳以上	695	734	831
	合計	702	745	847
肢体不自由障害 (上肢・下肢・体幹・運動機能)	18歳未満	1,005	921	926
	18歳以上	24,841	26,331	29,689
	計	25,846	27,252	30,615
内部機能障害 (心臓・腎臓・呼吸器・ぼう こう直腸・小腸・免疫・肝機能)	18歳未満	171	231	263
	18歳以上	12,321	17,185	24,118
	計	12,492	17,416	24,381
合計	18歳未満	1,374	1,450	1,464
	18歳以上	47,267	54,337	66,367
	合計	48,641	55,787	67,831

○H12は沖縄県障害保健福祉課「平成12年度障害者福祉の概要」、H17は厚生労働省報告第14表より、H22は沖縄県身体障害者更生相談所「業務概要」より

身体障害者手帳交付件数(程度別)

障害名	等級	H12	H17	H22
視覚障害	1級	2,350	2,124	2,203
	2級	836	946	1,113
	3級	311	275	277
	4級	267	248	263
	5級	342	346	395
	6級	303	258	254
	計	4,409	4,197	4,505
聴覚・平衡機能障害	1級	342	285	332
	2級	1,680	1,859	2,003
	3級	604	653	787
	4級	968	1,245	1,573
	5級	11	11	17
	6級	1,587	2,124	2,771
	計	5,192	6,177	7,483
音声・言語・そしゃく 機能障害	1級	22	16	31
	2級	33	35	61
	3級	440	468	512
	4級	205	226	243
	5級	1	0	
	6級	1	0	
	計	702	745	847
肢体不自由障害 (上肢・下肢・体幹・運 動機能障害)	1級	6,726	7,456	8,537
	2級	7,774	7,908	8,812
	3級	4,693	4,630	4,994
	4級	3,709	4,021	4,608
	5級	2,044	2,246	2,467
	6級	900	991	1,197
	計	25,846	27,252	30,615
内部機能障害 (心臓・腎臓・呼吸器・ ぼうこう直腸・小腸・免 疫・肝機能)	1級	7,620	9,317	11,651
	2級	153	278	387
	3級	2,875	4,693	7,207
	4級	1,841	3,128	5,136
	5級	2		
	6級	1		
	計	12,492	17,416	24,381
合計	1級	17,060	19,198	22,754
	2級	10,476	11,026	12,376
	3級	8,923	10,719	13,777
	4級	6,990	8,868	11,823
	5級	2,400	2,603	2,879
	6級	2,792	3,373	4,222
	合計	48,641	55,787	67,831

○H12は沖縄県障害保健福祉課「平成12年度障害者福祉の概要」、H17は厚生労働省報告第14表より、H22は沖縄県身体障害者更生相談所「業務概要」より

(2) 知的障害

療育手帳交付者数は平成 22 年度末で累計 12,128 人となっており、平成 17 年度末累計 9,644 人と比較すると 2,484 人、率にして約 25.8%増加しています。

療育手帳交付状況

	程度	年齢	北部	中部	南部	宮古	八重山	合計
平成 十二 年度 末	最重度 重度 (A1・A2)	18歳未満	47	154	233	13	16	463
		18歳以上	207	731	868	62	78	1,946
		計	254	885	1,101	75	94	2,409
	中軽度 (B1・B2)	(児)18歳未満	123	593	569	41	49	1,375
		(者)18歳以上	416	1,435	1,666	166	159	3,842
		計	539	2,028	2,235	207	208	5,217
	合計	(児)18歳未満	170	747	802	54	65	1,838
		(者)18歳以上	623	2,166	2,534	228	237	5,788
		計	793	2,913	3,336	282	302	7,626
平成 十七 年度 末	最重度 重度 (A1・A2)	(児)18歳未満	41	204	410	20	27	702
		(者)18歳以上	231	835	1,313	77	80	2,536
		計	272	1,039	1,723	97	107	3,238
	中軽度 (B1・B2)	(児)18歳未満	130	643	797	46	75	1,691
		(者)18歳以上	458	1,494	2,383	203	177	4,715
		計	588	2,137	3,180	249	252	6,406
	合計	(児)18歳未満	171	847	1,207	66	102	2,393
		(者)18歳以上	689	2,329	3,696	280	257	7,251
		計	860	3,176	4,903	346	359	9,644
平成 二十 二 年 度 末	最重度 重度 (A1・A2)	(児)18歳未満	30	230	502	32	16	810
		(者)18歳以上	289	1,034	1,629	90	111	3,153
		計	319	1,264	2,131	122	127	3,963
	中軽度 (B1・B2)	(児)18歳未満	147	757	1,227	55	79	2,265
		(者)18歳以上	560	1,851	2,998	234	257	5,900
		計	707	2,608	4,225	289	336	8,165
	合計	(児)18歳未満	177	987	1,729	87	95	3,075
		(者)18歳以上	849	2,885	4,627	324	368	9,053
		計	1,026	3,872	6,356	411	463	12,128

※各年度の交付状況には再発行等も含む。 出典:H23障害保健福祉課業務資料

(3) 精神障害

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は毎年増加しており、直近の数値である平成22年度には6,598人となっています。

平成22年度の等級別の交付状況は、2級が最も多く3,882人、次に1級が1,473人、3級が814人となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付状況(各年度末時点)
(単位:件)

区分		平成12年度	平成17年度	平成22年度
交付数	1級	296	710	1,473
	2級	982	2,996	3,882
	3級	139	753	814
	合計	1,417	4,459	6,598
◎ 年度末有効手帳総数				16,301

(備考1)精神保健福祉手帳の有効期間は2年間。
(備考2)交付数は、当該年度における新規交付数及び更新交付数の合計。
(備考3)更新審査保留案件も含むため、各級交付数と合計数が合わない場合がある。

出典:H23障害保健福祉課業務資料

入院・通院患者の状況は、入院がわずかに減少傾向を示していますが、通院については毎年増加しております。

入院・通院患者数(毎年6月末現在) (単位:人)

	平成12年	平成17年	平成22年
入院患者数	5,424	5,320	5,112
通院患者数	21,863	31,171	37,771
合計	27,287	36,491	42,883

出典:H23障害保健福祉課業務資料

3 県民の意見

計画の策定にあたっては、「沖縄県障害者施策推進協議会」の意見を反映させるほか、障害者等の実情やニーズを把握し、意見を反映させるため、障害者等を含め広く県民に意見等を求めました。

(1) 障害当事者等の意見

県内の障害者当事者等団体の方々に対して、障害福祉計画策定の趣旨等の説明を行ったうえで、ニーズや意見等の聴き取り調査を実施しました。

○ 実施時期 平成23年7月12日～8月11日、12月8日

○ 対象団体 県内の障害当事者等団体 12団体

○ 主な意見等

①障害福祉サービスに関する意見

ア. サービス支給量の決定について

イ. 障害程度区分の認定について

②相談支援に関する意見

③地域生活支援事業に関する意見

④施設のバリアフリー化に関する意見

⑤情報保障の充実に関する意見

⑥防災対策についての意見

(2) パブリックコメント

沖縄県障害福祉計画の策定にあたって、広く県民の皆様からご意見をいただくため、パブリックコメント（意見の募集）を実施しました。

○ パブリックコメントの実施状況

① 意見募集の期間

平成24年 月 日（ ）から平成24年 月 日（ ）まで

② 公表方法等

県のホームページに掲載するとともに、沖縄県行政情報センター（県庁2階、宮古事務所1階、八重山事務所1階）に備え付けるなど、県民の皆様が自由に閲覧できるようにしました。また、意見聴取を行った12の障害者当事者等団体に素案を送付し、意見を求めました。

- ③ 意見の提出方法
郵送（はがき、封書）、ファックス、電子メール

- 提出意見の状況

- ① 意見の総数
 - 個人、団体別
 - 提出方法別
- ② 意見の内容

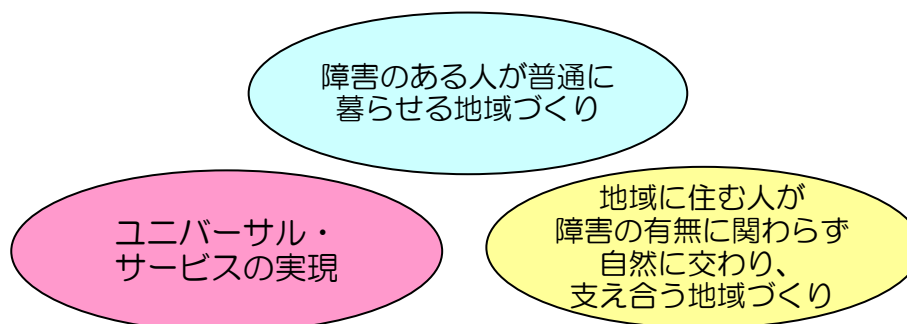
Ⅲ－計画の方向性

1 基本理念

障害者自立支援法は、障害者基本法の理念のもと、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うことにより、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的にしています。

一方、本県では、平成 16 年 3 月に「第 3 次沖縄県障害者基本計画（美らしま障害者プラン）」を策定し、障害者が地域社会の一員としてともに暮らせる共生社会を実現するため、社会参加を阻む様々なバリアを取り除き、障害者が自己の選択と決定のもと、自ら望む生き方を実現できる社会の形成を目指し、障害者施策を総合的に推進しています。

これらを踏まえ、沖縄県では、次のことを基本理念として、地域の社会資源を最大限に活用して、障害者の地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備を推進し、サービスの円滑な実施を図ります。



2 方針

(1) 基本的な考え方

障害者自立支援法第 87 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）を踏まえ、次のことに留意し、サービスの提供体制を計画的に確保します。

① 訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実を図り、県内どこでも必要なサービスを保障します。

② 日中活動系サービスの保障

希望する障害者に日中活動サービスを保障する等の観点から、地域の実情等を勘案しつつ、生活介護、自立訓練、就労移行支援等の日中活動系サービスの提供体制の整備を推進します。

③ 地域生活への移行

地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホーム等の充実を図るとともに、日中活動系サービスの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を促進します。

④ 一般就労への移行

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大及び工賃アップを推進します。

⑤ 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業の基盤整備にあたっては、障害者のニーズ等を十分に踏まえつつ、現行のサービス水準の低下等を招くことなく、かつ、これを高めるものとするよう、必要な事業を確保します。

⑥ 相談支援体制の充実

関係機関等で構成される自立支援協議会等を活用して、関係機関等のネットワークの強化を図り、地域における課題や先進事例等を共有することにより、地域の実情に応じた適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。

また、障害者自立支援法等の改正によりサービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大があったことや地域相談支援が創設させたことを踏まえ、相談支援の担い手の確保及び資質の向上に努めます。

⑦ 障害児支援の強化

障害児支援については、平成24年4月1日の改正児童福祉法の施行により、障害児が身近な地域で支援を受けられるようにするとともに、支援内容が強化されることとなりました。

障害児が必要とするサービスや相談支援の充実を図り、円滑なサービス提供が行われるよう、サービス提供体制や相談支援体制の確保、サービスを提供する事業所等に対する助言・指導等に努めます。

(2) 目 標

障害者の地域生活への移行を促進し、障害者が必要とする福祉サービスを地域において計画的に提供できる体制を確保するため、国の基本指針を踏まえ、次のとおり平成 26 年度における数値目標を設定し、各種施策等の展開により、その達成を目指します。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- ③ 福祉施設から一般就労への移行

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が平成 26 年度末時点で地域生活へ移行するものとし、平成 26 年度末時点での施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数から 1 割以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましいとされています。

県は、第 2 期計画において、420 人（15.2%）を地域生活へ移行させるとともに、施設入所者数を 311 人（11.3%）削減させることを目標としてきたところ、平成 23 年 10 月 1 日時点における地域生活移行者が 495 人（17.9%）、施設入所者削減数が 209 人（7.5%）という状況であります。

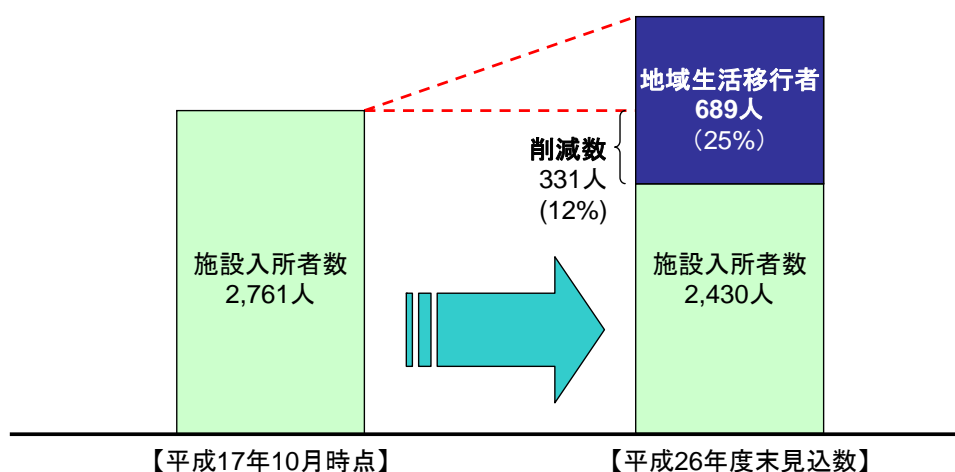
第 3 期計画においては、これまでの実績などを踏まえ、目標値の基準となる平成 17 年 10 月 1 日時点における施設入所者数から 689 人（25%）がグループホームやケアホーム、一般住宅等に移行するとともに、施設入所者数については、311 人（11.3%）削減させることを目標値として設定します。

なお、児童福祉法の改正により、これまで指定知的障害児施設等に入所していた 18 歳以上の入所者について、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として指定を受けて引き続き入所させることとした入所者数を除いて設定します。

○目標値の設定

項目	数値	考え方
入所者数 (A)	【基準値】 2,761 人	平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数とする。
目標年度入所者数 (B)	2,430 人	平成 26 年度末時点の入所施設の利用見込者数とする。
削減見込数 (A-B)	【目標値】 331 人	入所施設の定員の削減見込み数とする。 削減率は 12%とする。
地域生活移行者数	【目標値】 689 人	平成 26 年度末までに施設入所から地域生活へ移行する者の数とする。移行率は 25%とする。

【数値目標】① 福祉施設の入所者の地域生活への移行



[備考]

・福祉施設の入所者とは

福祉施設のうち、旧法身体障害者施設(更生、療護、授産)、旧法知的障害者施設(更生、授産)、旧法精神障害者施設(生活訓練、授産)、障害者支援施設に入所している者をいう。

・地域生活移行とは

福祉施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、家庭復帰、単身生活(公営住宅、アパート等)へ移したものをいい、病院、他入所施設(老人、障害)、死亡の場合は地域生活移行に含まない。

また、新体系移行に伴い入所施設をそのままグループホーム等事業所、宿泊型自立訓練事業所へ転換した場合も、地域生活移行に含まない。

福祉施設の入所者の地域移行を促進するため、グループホームやケアホーム等の住まいの場の充実を図ります。

また、整備法の施行により、地域相談支援という新たなサービスが創設された趣旨を踏まえ、相談支援事業所などの相談窓口を充実させ、福祉施設との連携による移行支援を強化していくとともに地域生活へ移行した障害者の定着支援に努めます。

② 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国の基本指針を踏まえ、第1期及び第2期計画においては、入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する数値目標として、精神科病院に入院中の退院可能精神障害者について、平成23年度末までの退院者数を設定していました。

しかしながら、厚生労働省において「退院可能精神障害者」は抽象的で、医療機関の主観によるものであるため、客観的に分析・評価することが難しいとされたため、第3期計画においては、次のとおり新たな目標値を設定します。

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、平成24年度から平成26年度までの入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、1年未満入院者の平均退院率の目標値及び高齢・長期入院からの退院者数に関する目標値を設定します。

○目標値の設定

項目	数値	考え方
1年未満入院者の平均退院率(月間)	【基準値】 73.9%	平成20年6月30日時点の1年未満の平均退院率(新規入院患者のうち、入院後1年までの各月の退院者の割合を平均した割合)とする。
	【目標値】 76%	国の精神保健医療福祉改革ビジョンの目標に基づき、平均退院率を76%とする。
在院期間5年以上かつ65歳以上の年間退院者数	【基準値】 27人	平成23年1月から12月における高齢・長期入院(在院期間5年以上かつ65歳以上)からの年間退院者数。
	【目標値】 34人	平成26年度における在院期間5年以上かつ65歳以上の退院者数を、基準値より20%増加させた値とする。

[備考]

・退院とは

病院を退院し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、家庭復帰、単身生活（公営住宅、アパート等）、障害者支援施設、高齢者福祉施設等へ移したものをいい、転院、院内転科、死亡の場合を含まない。

入院中の精神障害者の地域移行を促進するため、グループホームやケアホーム等の住まいの場の充実を図ります。

また、整備法の施行に伴い、これまで補助事業として実施してきた精神障害者地域移行支援特別対策事業の一部が障害者自立支援法に基づく地域相談支援として新たに創設された趣旨を踏まえ、市町村、相談支援事業所、医療機関等の連携による移行支援を強化していくとともに地域生活へ移行した精神障害者の定着支援に努めます。

加えて、精神障害者の地域生活を充実させるため、地域活動支援センター、就労継続支援事業所 A 型及び B 型、就労移行支援事業所などの日中活動の場の利用促進に努めます。

③ 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、平成 26 年度における福祉施設から一般就労への移行者数を、平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上が望ましいとされています。

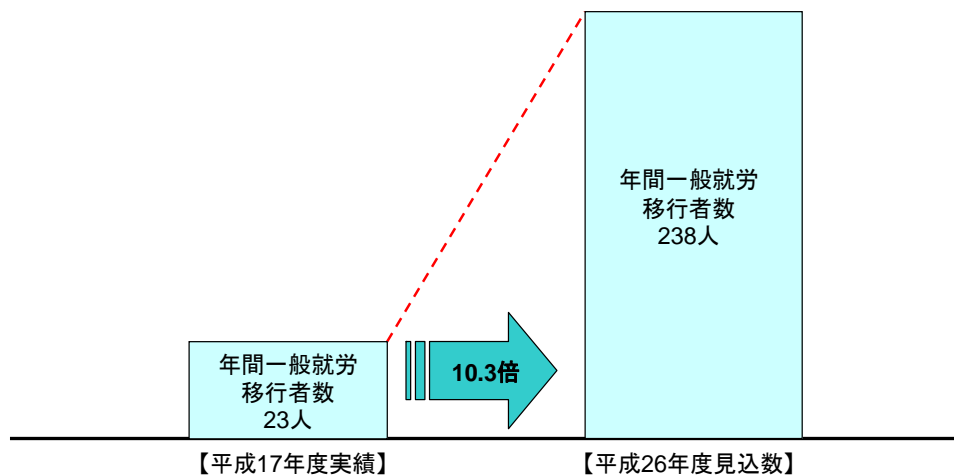
県は、第 2 期計画において、国の基本指針を超える 142 人（6.2 倍）を一般就労移行者数の目標値としてきたところ、平成 22 年度における一般就労移行者数が 125 人（5.4 倍）という状況であります。

第 3 期計画においては、これまでの実績などを踏まえた上で、より就労支援を強化していくため、福祉施設から 238 人（10.3 倍）を一般就労へ移行させることを目標値として設定します。

○目標値の設定

項目	数値	考え方
一般就労移行者数 (年間)	【基準値】 23 人	平成 17 年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数とする。
	【目標値】 238 人	平成 26 年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数とする。基準値の 10.3 倍とする。

【数値目標】③ 福祉施設から一般就労への移行



[備考]

・福祉施設の利用者とは

福祉施設のうち、すべての旧法施設(身体、知的、精神)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)を利用している者をいう。

・一般就労移行者とは

福祉施設からハローワーク経由(雇用契約、雇用保険、最低賃金法の適用)で一般企業へ就職した者、在宅就労した者、自ら起業した者をいい、就労継続支援A型、福祉工場の利用者になった者を除く。

さらに、障害保健福祉施策と労働施策の双方で重層的に就労支援に取り組むため、事業のとおり平成26年度の数値目標を設定し、職業相談・職業紹介を実施する公共職業安定所(ハローワーク)をはじめ、専門的な職業リハビリテーションを行う沖縄障害者職業センター、就労と生活の両面から支援を行う障害者就業・生活支援センター等と連携するとともに、それらの機関が実施する障害者試行雇用事業(トライアル雇用)、職場適応援助者(ジョブコーチ)、委託訓練事業等の活用を促進します。

項目	数値	考え方
ハローワーク経由による一般就労移行者数	【目標値】 238人	平成26年度において、福祉施設を退所し、一般就労への移行を希望するすべての者がハローワーク経由による支援を受けて就職することを目指す。

障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	【目標値】 71人	平成26年度における委託訓練について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、3割がその障害の態様に応じた委託訓練を受講することを目指す。
障害者試行雇用事業(トライアル雇用)の開始者数	【目標値】 119人	平成26年度におけるハローワークのトライアル雇用について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、5割がその支援を受けられるようにすることを目指す。
職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の対象者数	【目標値】 119人	平成26年度におけるジョブコーチ支援について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、5割がその支援を受けられるようにすることを目指す。
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	【目標値】 238人	平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者すべてが支援を受けることを目指す。
障害者就業・生活支援センターの設置数	【目標値】 5箇所	平成23年度において、すべての圏域に1箇所ずつ設置しているため、今後は効果的な相談支援に努める。

[備考]

・委託訓練事業とは

障害者の態様に応じた多様な訓練を実施するために、企業をはじめ社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域の様々な就労に必要な基礎知識や技能を付与することを目的とした事業です。

・障害者試行雇用事業(トライアル雇用)とは

障害者の雇用を躊躇している事業主に、一定期間(原則3ヶ月)試行雇用することにより、その適性や業務遂行の可能性を見極め、相互理解を促進することで、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を目的とした事業です。

・職場適応援助者(ジョブコーチ)とは

障害者が実際に働く職場において、障害者や事業主、また障害者の家族に対して、職場定着に向けた助言や配慮を行うなどきめ細かな人的支援を行う者です。

・障害者就業・生活支援センター事業とは

就職や職場への定着が困難な障害者及び職場不適応により離職した者、また離職の恐れのある在職者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を行うことにより、障害者の雇用の促進と生活の安定を図る事業です。

Ⅳーサービスの提供体制の確保

1 見込みの方法

障害福祉サービス等の見込み量は、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応しつつ、利用者のニーズに対応したサービスの必要な量が確保できるよう、サービスの提供主体である市町村のこれまでの実績を踏まえ、市町村障害福祉計画における見込み量を集計したものを基本としています。

(1) 障害福祉サービス、障害児支援及び相談支援

各市町村におけるこれまでのサービス利用実績を基本に、利用者の増加等を見込み、全体として必要なサービス量を確保します。

(2) 地域生活支援事業

各市町村において、障害者等の相談対応や必要な情報の提供、コミュニケーションや移動の支援、日常生活用具の給付・貸与、創作的活動等の機会の提供などについて、障害者のニーズ等を把握し、地域の実情に応じて実施する事業の量を見込みます。

県では、発達障害者支援センター運営事業、障害者就業・生活支援センター事業、高次脳機能障害支援普及事業などの専門性の高い相談支援事業や、相談支援体制整備事業などの広域的な対応が必要な事業、各種研修事業などについて実施する事業の量を見込みます。

2 指定障害福祉サービス、障害児支援、指定計画相談支援及び指定地域相談支援の見込量と確保策

(1) 指定障害福祉サービス、障害児支援、指定計画相談支援及び指定地域相談支援の見込量（年度別）

① 訪問系サービス

サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスで、ホームヘルプとも呼ばれています。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害者に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読含む)、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。
行動援護	重度の知的障害又は精神障害により、行動上、著しい困難を有する障害者に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。

各年度の見込量

サービス種別	24年度見込み		25年度見込み		26年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
居宅介護（乗降介助除く）						
重度訪問介護						
行動援護	2,755	86,163	3,085	95,658	3,455	106,004
同行援護						
重度障害者等包括支援						
うち、同行援護の見込量	448	9,460	499	10,546	558	11,739

※ 利用量の単位:時間/月

見込みの考え方

市町村ごとに平成 23 年度までのサービスの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成 26 年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行による新たな利用者の増加を考慮し、訪問系サービスの利用量が増加すると見込んでいます。

また、同行援護については、これらの事項に加え、平成 23 年 10 月 1 日以前の地域生活支援事業（移動支援事業に限る。）の利用者のうち重度の視覚障害者数を勘案して、平成 26 年度までのサービス量を見込んでいます。

課題

各圏域どこでも必要な訪問系サービスが利用できるよう、訪問系サービスの充実を図る必要があります。

必要な見込量の確保のための方策

障害者が自宅において介護や家事等の日常生活上の支援や外出時の介助等必要な支援を受けつつ、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、市町村と十分連携しながら、障害者が必要とする在宅サービスの提供体制の整備を推進します。

また、多様化したニーズに適切に対応するため養成研修事業の実施などにより人材を確保するとともに、質の高いサービスを提供するための養成研修事業の充実を図ります。

② 日中活動系サービス

サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする障害者に、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うものであり、主に身体能力及び日常生活能力の維持・向上を目的とするサービスです。
自立訓練(機能訓練)	身体障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。
自立訓練(生活訓練)	知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。事業所内において、雇用契約に基づき、就労の機会を提供するものです。
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な障害者や、一定の年齢に達している障害者に、一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。雇用契約は結びません。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする障害者に、主として昼間において、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所させて、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

各年度の見込量

サービス種別	24年度見込み		25年度見込み		26年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
生活介護	3,339	62,253	3,508	65,321	3,692	68,476
自立訓練(機能訓練)	69	1,099	84	1,342	92	1,460
自立訓練(生活訓練)	330	5,479	371	6,222	407	6,811
就労移行支援	765	13,702	838	14,917	916	16,252
就労継続支援(A型)	454	9,038	588	11,621	727	14,368
就労継続支援(B型)	2,482	44,498	2,765	49,965	3,020	55,000
療養介護	392		397		402	
短期入所	521	4,019	591	4,555	673	5,173
日中活動系サービス合計	8,351		9,142		9,928	

※ 利用量の単位: 人日/月

※ 人日とは、「月間の利用人数」×「1人一月当たりの平均利用日数」

見込みの考え方

市町村ごとに平成23年度までのサービスの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成26年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。特別支援学校卒業者の今後の見通し等を踏まえるとともに、入院中の精神障害者の地域生活への移行等により、利用者が増加することを考慮しています。また、地域生活への移行や就労支援を推進するため、必要なサービス量を見込んでいます。

また、これまで補助事業で実施していた重度心身障害児(者)通園事業の利用者のうち18歳以上の者についても、生活介護などで見込む必要があります。

課題

特別支援学校卒業者のうちサービスの利用が見込まれる者、入院中の精神障害者の地域生活への移行による新たな利用者の増加に対応し、障害者の日中活動の場を確保する必要があります。

なお、生活介護及び就労継続支援B型については、計画的に整備を行っていく必要のあるサービスであるため、地域の実情等を勘案し、サービス提供体制の確保に努めていく必要があります。

必要な見込量の確保のための方策

障害者が必要とする生活介護などの日中活動サービスを受けることができるよう、事業所の設置について、今後、利用の増加が見込まれる生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型について、必要見込み量に応じた提供体制の整備を推進します。

③ 居住系サービス

サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むことに支障のない障害者に、夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行うサービスで、グループホームとも呼ばれています。
共同生活介護 (ケアホーム)	地域において共同生活を営むことに支障のない障害者に、夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
施設入所支援	障害福祉施設に入所している障害者に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスで、ケアホーム等での対応が困難な人、又は地域の状況等により通所することが困難である人が対象になります。

各年度の見込量

サービス種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
共同生活援助	713	838	933
共同生活介護	133	155	188
施設入所支援	2,545	2,498	2,430

※ 単位:人/月

見込みの考え方

市町村ごとに平成 23 年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成 26 年度までの利用量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。

施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行等による利用者の増加を考慮し、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の利用者を見込んでいます。

施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行によって、平成 17 年度の施設入所者数から平成 26 年度末までに約 12%減少するものと見込んでいます。

課題

施設入所・入院から地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の充実を図るとともに、地域の理解を促進する必要があります。

必要な見込量の確保のための方策

地域での生活が可能になった施設入所者及び入院中の精神障害者が地域生活に移行できるよう、グループホーム及びケアホームの提供体制の整備を推進します。

また、公営住宅及び民間賃貸住宅への入居を促進するとともに自立支援協議会等を活用して、地域の理解を促進します。

④ 障害児支援

障害児支援の強化のため、児童福祉法の一部が改正され、平成 24 年 4 月 1 日から、これまで障害種別ごとに分かれていた施設・事業体系について、通所による支援が「障害児通所支援」に、入所による支援が「障害児入所支援」にそれぞれ一元化されます。

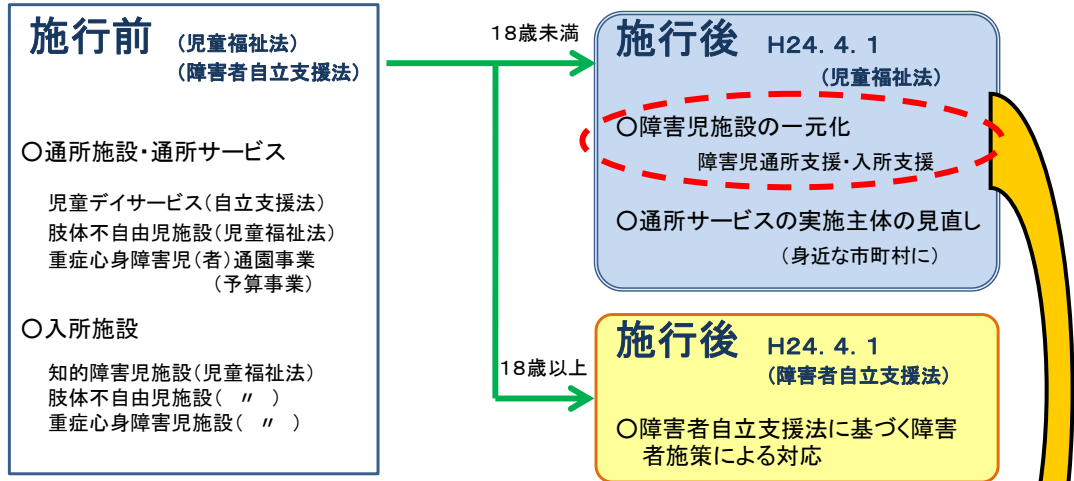
障害児通所支援については、支援を必要とする児童が身近な地域で質の高いサービスを受けられるようにするため、支援の実施主体が県から市町村へ移管されます。

なお、障害児施設に入所する 18 歳以上の者については、他の 18 歳以上の障害者と同様、年齢等に応じた適切なサービスを受けられるようにするため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなります。

児童福祉法の一部改正に伴う障害児施設・事業体系

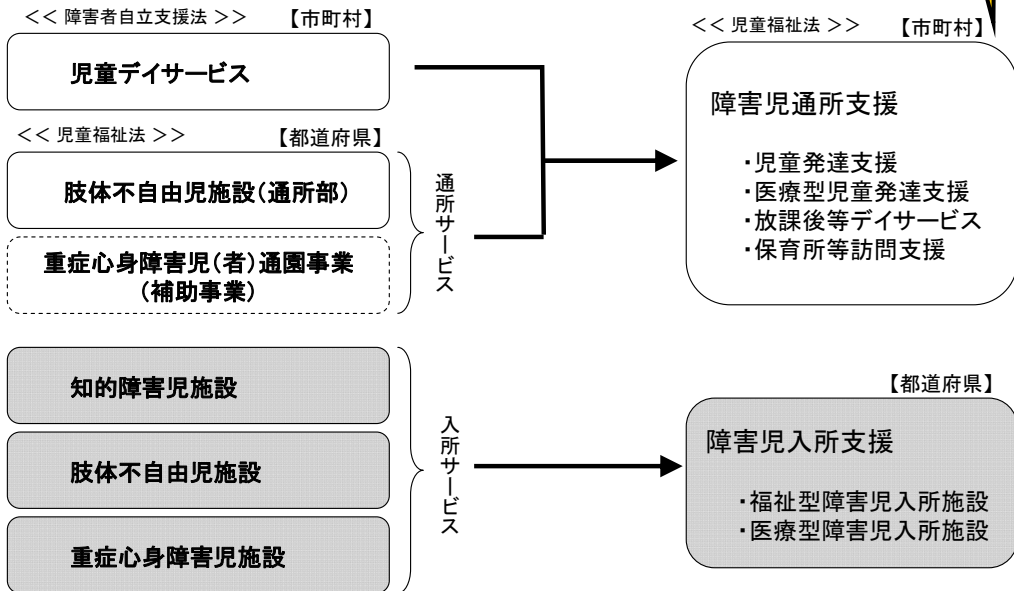
○ 障害児を対象とした施設・事業は、これまで、①施設系は児童福祉法、②事業系は障害者自立支援法(児童デイサービス。なお、重心通園事業は予算事業)に基づき実施されてきたが、児童福祉法の一部改正に伴い、平成24年4月1日から根拠規定が一本化。

また、18歳以上の障害児施設入所者については、施行後は障害者自立支援法の障害者施策により対応。



障害児施設・事業の一元化 イメージ

○ 障害児支援の強化を図るため、これまで障害種別ごとに分かれた施設体系について通所・入所の利用形態の別により一元化。



ア 障害児通所支援

障害児通所支援の種類

サービス種別	サービスの内容
児童発達支援	身近な地域の障害児支援の専門施設(事業)として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を提供するサービスです。
医療型児童発達支援	さらに、通所利用の障害児やその家族への支援だけでなく、地域の障害児やその家族を対象とした地域支援及び保育所等訪問支援を行う場合を「児童発達支援センター」と呼びます。 児童発達支援に医療の提供が加わると「医療型児童発達支援」となり、肢体不自由児を対象としています。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に、授業の終了後、休業日又は夏休み等の長期休暇中において、児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供するサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等の安定した利用を促進するために提供するサービスです。

各年度の見込み

サービス種別	24年度見込み		25年度見込み		26年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援	463	6,147	582	7,493	699	8,825
医療型児童発達支援	63	1,059	68	1,132	74	1,231
放課後等デイサービス	1,491	20,856	1,664	23,126	1,817	25,161
保育所等訪問支援	294	556	419	814	513	1,012

※ 利用量の単位:人日/月

見込みの考え方及び課題

市町村ごとに平成23年度までの児童デイサービスの利用実績から未就学児については児童発達支援、就学児については放課後等デイサービスでの利用を見込んでいます。加えて、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成26年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。

肢体不自由児施設の通所部の利用者やこれまで補助事業で実施していた重度心身障害児（者）通園事業の利用者のうち 18 歳未満の者についても、医療型児童発達支援の対象として見込む必要があります。

また、地域生活支援事業（日中一時支援事業に限る。）との区別を明確にした上で、障害児の居場所づくりを推進する必要があります。

必要な見込量の確保のための方策

未就学児に対しては、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児及びその家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域の身近な障害児支援の窓口として対応できるよう、事業所の設置について、適切な助言・指導に努めます。

就学児に対しては、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを促進します。

イ 障害児入所支援

（ア）福祉型障害児入所施設

入所する障害児に対し、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行うものとされており、児童福祉法上の児童福祉施設として、改正法施行前の知的障害児施設の移行先として想定しています。

福祉型障害児入所施設は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援の充実を図り、地域に開かれた施設を目指していくことが重要です。

なお、対象となる障害児は、改正児童福祉法により、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障害児を含む。）」と変更されたところです。

（イ）医療型障害児入所施設

入所する障害児に対し、保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行うものとされており、児童福祉法上の児童福祉施設として、改正法施行前の肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の移行先として想定しています。

なお、医療型障害児入所施設の対象は、知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（重症心身障害児）とされています。

医療型障害児入所施設は、専門医療と福祉が効果的に相まって提供されている実態があり、現行の主たる対象とする障害以外を受け入れることには、専門医などの医療体制の確保が必要となるなど、福祉型に比較すると一元化への困難度が高いと考えられますが、改正児童福祉法の趣旨を踏まえて、可能な範囲で他の障害への対応を図るとともに、専門性の強化や障害者施策に繋ぐことを考慮した自立支援の取組みを進めていくことが必要です。

⑤ 相談支援

サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
計画相談支援	障害者等の依頼を受けて、本人の心身の状況、本人及びその家族の生活に対する意向その他の事情を勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの種類、内容、これを担当する者及び留意事項等を定めた計画で、サービス利用計画とも呼ばれています。
地域移行支援	福祉施設や精神科病院から地域生活へ移行するにあたり、訪問相談、希望するサービスの体験利用、グループホーム等の体験外泊、住居確保支援、関係機関調整等地域における受入体制を整備するためのサービスです。
地域定着支援	居宅において、単身である障害者、同居している家族による支援を受けられない障害者及び地域生活が不安定な障害者に、常時の連絡体制を確保し、24時間体制の見守り支援や緊急時の訪問等その他を提供するサービスです。
障害児相談支援	障害児におけるサービス利用計画のことで、障害児通所支援を利用する障害児に、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成するものです。

各年度の見込量

サービス種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
計画相談支援	546	933	1,353
地域移行支援	119	146	181
地域定着支援	118	146	182
障害児相談支援	144	237	320

※ 単位：人/月（一月当たりの利用人数）

見込みの考え方

ア 計画相談支援及び障害児相談支援

市町村ごとに障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数を基本として、原則として平成 24 年度から 3 年間で計画的にすべての利用者が計画相談支援の対象者となるよう、各年度の利用者数及び量を見込み、加えて継続サービス支援（モニタリング）の期間設定も勘案し、その数値を見込んでいます。

具体的には、国の示す優先度の高い対象者からモニタリングの回数も踏まえて、サービス利用計画の年間の人数を推計した上で、月間の人数を算出しています。

モニタリングの期間については、国の基本的考え方を踏まえ、概ね以下の考え方で算出しています。

- (ア) 在宅のサービス利用者のうち、
 - ・一定期間集中的に支援を行うことが必要である者は毎月実施
 - ・それ以外については 6 ヶ月ごとに実施
- (イ) 施設入所者については 1 年ごとに実施

障害児相談支援については、計画相談支援に準じて、すべての利用者を対象者とし、継続サービス支援（モニタリング）の期間も勘案し、その数値を見込んでいます。

イ 地域移行支援

福祉施設や精神科病院から地域生活へ移行するにあたり、福祉施設からは地域移行を希望する者の数を、精神科病院からは「精神障害者地域移行支援特別対策事業」の実績を踏まえ、特に地域移行支援を必要とする入院患者の数を勘案し、市町村ごとにその数値を見込んでいます。

ウ 地域定着支援

地域移行支援を利用して福祉施設や精神科病院から退所・退院した障害者を基本として、居宅の障害者等で地域生活が不安定な者を含めた数を加えて、必要とする利用者の数を勘案し、市町村ごとにその数値を見込んでいます。

グループホーム、ケアホーム等の場合は、入居者に係る常時の連絡体制については、当該事業所の世話人が対応することになるため、対象外として算定しています。

課題

これまで自分のサービス利用計画を一人で作成することができない又は特に支援を要する障害者について、サービス利用計画を作成してきたところ、平成 24 年度からは、すべてのサービス及び相談支援の利用者についてサービス利用計画を作成することになります。3年間で計画的に作成を進めつつ、個々の事例に対応したモニタリングを行う必要もあります。

必要な見込量の確保のための方策

すべてのサービス及び相談支援の利用者について、サービス利用計画の作成を3年間で計画的に行うために、引き続き指定障害福祉サービス等に係る人材の確保及び現任の相談支援専門員の資質向上を図り、相談支援体制の充実強化に努めます。

(2) その他必要な見込量の確保のための方策

県は、国や市町村及び関係機関と連携し、障害福祉サービス等の必要量が確保できるよう、総合的かつ効果的に取り組みます。

① 指定障害福祉サービス等事業者に対する助言・指導

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応しつつ、障害者のニーズに的確に対応したサービス提供がなされるよう、指定障害福祉サービス等事業者に対し助言・指導を行います。

② 離島町村等に対する支援

県は、サービス提供体制の確保が困難な町村に対して、圏域自立支援連絡会議を通し、地域独自の資源開発・改善や複数町村のニーズを集約した事業所進出の働きかけ等、町村の取り組みを支援します。

さらに、小規模離島における介護・障害福祉サービスの提供確保、基盤拡充を図るため、市町村に対し事業運営に要する経費の支援を行います。

③ サービスの質の向上

障害福祉サービス等の提供にあたって基本となるのは人材であり、県や市町村、国、事業者は、人材の養成、サービスに対する第三者の評価、障害者等の権利擁護のための取り組みを関係者で連携して総合的かつ効果的に推進します。

④ 先進事例等各種情報の提供

障害者の地域生活移行や就労移行等の推進に資する県内外の事例等について、広く関係者に情報を提供し、関係者の積極的な取り組みを推進します。

⑤ 地域社会の理解の促進

グループホームの設置など、サービスの基盤整備にあたっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であることから、広報・啓発を積極的に進め、地域社会の理解を促進します。

3 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

課題

障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指し、地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実など、サービスの提供体制を整えるとともに、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行を進める必要があります。

設定の考え方

平成 17 年度における本県の障害者施設(旧法施設)の入所定員は 2,820 人で、利用者数は 2,761 人です。この数値と平成 18 年度以降の施設入所支援の見込量をもとに、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を設定すると、平成 26 年度の定員は 2,480 人になります。

各年度の設定数

必要入所定員総数

単位:人

平成 17 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
2,820	2,600	2,550	2,480

[備考]

・必要入所定員総数とは

旧法身体障害者施設(更生、療護、授産)、旧法知的障害者施設(更生、授産)及び旧法精神障害者施設(生活訓練、授産)と施設入所支援サービスを提供している障害者支援施設の入所定員を合算した数をいう。

4 障害福祉サービス等の質の向上のために講ずべき措置

課題

利用者が安心して適切なサービスを選択し、十分に提供されるためには、サービスの量的な確保だけでなく、質の向上が必要不可欠です。そのため、指定障害福祉サービス事業所、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所及び指定障害者支援施設に従事する職員等の質の向上やサービスの評価、障害者の権利擁護や苦情解決など、利用者本位の質の高いサービスの提供に向けた次のような取り組みが必要です。

- 障害福祉サービス従事者等に対する研修制度の充実
- 第三者評価制度を活用した障害福祉サービスの質の向上
- 障害者の虐待防止に向けた取り組み

方策

(1) 障害福祉サービス従事者等に対する研修制度の充実

障害福祉サービス等利用者に対して質の高いサービスを提供するため、サービス提供に係る専門職員等、指定障害福祉サービス等に従事する人材を質・量ともに確保することが求められています。

障害者自立支援法では、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者及び相談支援専門員を指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援の事業者ごとに配置すべきことを定めています。

また、サービスの直接の担い手である居宅介護従業者等の養成も必要とされています。

そのため、県ではこれまで、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保又は資質の向上を図ることを目的として、サービス管理責任者研修、相談支援従事者研修等、各種研修を実施してきました。また、法改正に伴い、今後は、同行援護従事者養成に係る研修や介護職員等によるたん吸引実施に係る研修も必要となります。

県では、必要とされる研修について引き続き実施するとともに、障害福祉サービス従業者等のさらなる資質向上を図るため、研修内容の充実に努めます。

さらに、島しょ県である本県において、地域間格差を解消するとともに、地域のニーズに応じた福祉サービスが提供できるような地域完結型の人材育成体制づくりに努めます。

(2) 第三者評価制度等を活用した障害福祉サービス等の質の向上

指定障害福祉サービス等の質の向上のため、事業者から提供されるサービスについて、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価制度等の活用を推進します。

社会福祉法第 78 条において、社会福祉事業の経営者は、自ら福祉サービスの質の評価を行うことなどにより、良質かつ適切なサービスを提供するよう努めることとされています。これにより、事業者は事業運営の問題点を把握し、質の向上につなげることとなります。また、評価を受けた結果が公表されることにより、利用者にとっても、適切なサービスの選択が可能となります。

県では、内部評価だけでなく、適切な第三者評価が実施できるよう沖縄県福祉サービス運営適正化委員会(福祉オンブズマン等)の活用も含め、権利擁護にかかる体制の整備を充実させ、第三者評価制度の利用を推進します。

(3) 障害者の虐待防止に向けた取組み

平成 23 年に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、障害者虐待防止法という。)が平成 24 年 10 月に施行されることを踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。

県では、障害者虐待防止法に基づく障害者権利擁護センターを中心として、関係団体等から成るネットワークの構築、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等の体制整備に取り組めます。

5 地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 市町村事業

① 事業の内容と各年度の種類ごとの見込み

県全体（平成24年度～26年度）

事業名	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業 ※相談窓口数見込み	87		91		93	
基幹相談支援センター ※実施見込み市町村数	4		8		16	
② 市町村相談支援機能強化事業 ※専門職員が配置されている窓口数見込み	57		59		61	
③ 住宅入居等支援事業 ※実施見込み市町村数	11		15			
(2) 成年後見制度利用支援事業	25	28	25	34	26	44
(3) コミュニケーション支援事業 ※「実施見込み箇所数」欄に「手話通訳者設置事業」の実 設見込み者数を、「実利用見込み者数」欄に「手話通訳 者・要約筆記者派遣事業」の実利用見込み者数を記載。	25	750	26	804	27	865
(4) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載。						
① 介護訓練支援用具	170		175		179	
② 自立生活支援用具	413		446		474	
③ 在宅療養等支援用具	319		344		360	
④ 情報・意志疎通支援用具	324		338		355	
⑤ 排泄管理支援用具	18,247		19,362		20,240	
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	73		76		82	
(5) 移動支援事業	388	1,646	408	1,774	427	1,899
(6) 地域活動支援センター事業	58	964	58	1,009	60	1,058
※他市町村に所在する地域活動支援センターを 利用する人数	34		34		34	

平成26年度 圏域別

事業名	北部圏域		中部圏域		南部圏域	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業 ※相談窓口数見込み	27		28		28	
基幹相談支援センター ※実施見込み市町村数	3		3		8	
② 市町村相談支援機能強化事業 ※専門職員が配置されている窓口数見込み	19		24		15	
③ 住宅入居等支援事業 ※実施見込み市町村数	3		8		7	
(2) 成年後見制度利用支援事業	5	9	12	14	9	21
(3) コミュニケーション支援事業 ※「実施見込み箇所数」欄に「手話通訳者設置事業」の実設置見込み者数を、「実利用見込み者数」欄に「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」の実利用見込み者数を記載。	2	34	12	515	10	239
(4) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載。						
① 介護訓練支援用具	16		75		75	
② 自立生活支援用具	26		163		263	
③ 在宅療養等支援用具	8		131		205	
④ 情報・意志疎通支援用具	14		126		200	
⑤ 排泄管理支援用具	1,721		7,519		9,276	
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	8		29		36	
(5) 移動支援事業	37	130	175	596	201	1,067
(6) 地域活動支援センター事業	7	96	21	344	25	487
※他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する人数	18		3		13	

平成26年度 圏域別

事業名	宮古圏域		八重山圏域		合計	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業 ※相談窓口数見込み	6		4		93	
基幹相談支援センター ※実施見込み市町村数	1		1		16	
② 市町村相談支援機能強化事業 ※専門職員が配置されている窓口数見込み	2		1		61	
③ 住宅入居等支援事業 ※実施見込み市町村数	0		1		19	
(2) 成年後見制度利用支援事業	0	0	0	0	26	44
(3) コミュニケーション支援事業 ※「実施見込み箇所数」欄に「手話通訳者設置事業」の実設置見込み者数を、「実利用見込み者数」欄に「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」の実利用見込み者数を記載。	2	35	1	42	27	865
(4) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載。						
① 介護訓練支援用具	10		3		179	
② 自立生活支援用具	10		12		474	
③ 在宅療養等支援用具	6		10		360	
④ 情報・意志疎通支援用具	9		6		355	
⑤ 排泄管理支援用具	1,054		670		20,240	
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	6		3		82	
(5) 移動支援事業	5	50	9	56	427	1,899
(6) 地域活動支援センター事業	6	111	1	20	60	1,058
※他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する人数	0		0		34	

② 事業の実施に関する基本的な考え方

障害者自立支援法により、地域生活支援事業として市町村が実施しなければならない必須事業については、各市町村において同事業の実施が求められることから、市町村に対しその対応方法を明確にするよう促していきます。

また、必須事業以外の事業や障害者等の少ない町村、離島町村等の事業の実施にあたっては、地域の実情に応じて、事業を効率的・効果的に実施していく必要があります。

③ 見込量の確保のための方策

事業の実施にあたっては、事業の全部又は一部の外部委託等が可能であることから、社会福祉法人やNPO法人等を積極的に活用するなどにより、柔軟に障害者等のニーズに対応する必要があります。

また、地理的条件により社会資源の少ない離島町村等は、地域の資源を効果的に活用するなど、地域の実情に合った方策で事業を実施していく必要があります。

(2) 県事業

① 事業の内容と各年度の種別ごとの見込量

事業名	24年度		25年度		26年度		実施に関する考え方
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	
(1)専門性の高い相談支援事業							
① 発達障害者支援センター運営事業							
② 障害者就業・生活支援センター事業							
③ 高次脳機能障害支援普及事業							
④ 障害児等療育支援事業							
(2)広域的な支援事業							
① 都道府県相談支援体制整備事業等							
ア 都道府県相談支援体制整備事業							
イ 都道府県自立支援協議会							
(上記の他実施する事業)							

調整中

※最終的な計画には記載することと
しています。

② 事業の種類ごとの実施に関する考え方

ア 専門性の高い相談支援事業

(ア) 発達障害者支援センター運営事業

社会福祉法人等に事業を委託し、発達障害のある方やその家族等に対する相談支援、発達支援及び就労支援を行うとともに、発達障害に関する普及啓発及び支援にあたる者の計画的な人材育成を図っていきます。また、当事者家族も含めた関係機関との連携を図り、身近な地域での支援体制を整備していきます。

(イ) 障害者就業・生活支援センター事業

現在、5圏域にそれぞれ1箇所ずつ事業所を指定しており、引き続き委託により実施します。

(ウ) 高次脳機能障害支援普及事業

支援拠点機関の支援コーディネーターにより専門的な相談を実施していきます。さらに、研修会・講演会を通し、高次脳機能障害に関する普及啓発をしていきます。

(エ) 障害児等療育支援事業

社会福祉法人等に委託し、地域の療育支援施設を9箇所設置して全ての障害保健福祉圏域で事業を実施しています。今後も、本事業が地域の療育システムの中核になるよう進めていきます。

イ 広域的な支援事業

(ア) 相談支援体制整備事業

県内5圏域に相談支援に関するアドバイザー（圏域アドバイザー）を配置し、困難事例等に関する助言指導を行うとともに、福祉保健所等と協働で自立支援協議会の運営支援や協議会運営に深く関わる相談支援専門員を育成し、相談支援体制を整備していきます。

ウ サービス・相談支援者、指導者育成事業

相談支援従事者や障害程度区分認定調査員等の人材養成については、障害福祉サービス等が円滑に実施できるよう必要な人材を確保する必要があることから、計画的に各種研修事業を実施していきます。

エ その他の事業

県と市町村の役割分担を踏まえ、必要性の高い事業を選定し、実施していくこととします。

③ 見込量の確保のための方策

ア 専門的な相談支援事業及び広域的な支援事業

障害者等に対し、専門的な相談支援事業及び広域的な支援事業について周知を図り、事業の活用を促進します。

関係機関等（相談支援事業従事者、障害福祉サービス事業者、保健、医療、学校等）のネットワークの構築を図ります。

圏域アドバイザーを中心として、相談支援専門員の育成を図ります。

圏域ごとに自立支援連絡会議を行い、課題の集約及び情報の共有化を図ります。

イ サービス・相談支援者、指導者育成事業

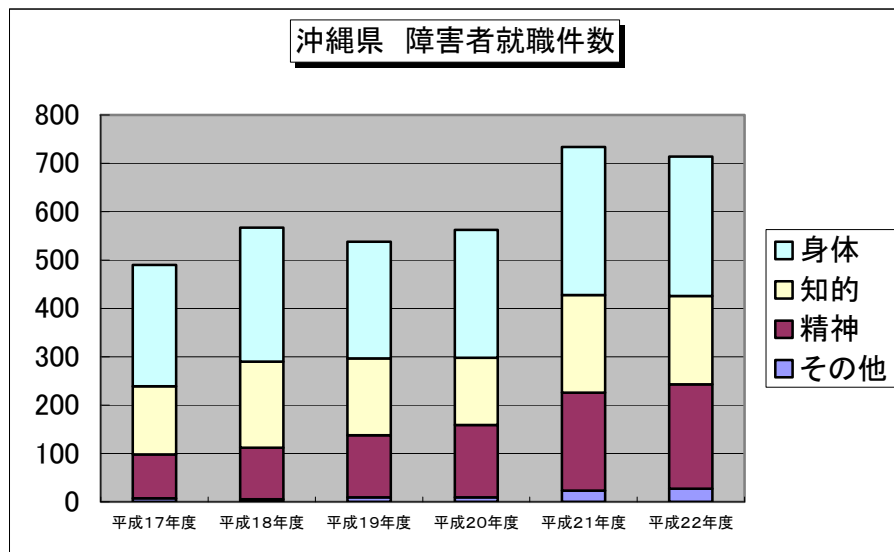
相談支援従事者研修等、各種人材養成研修事業については、研修内容や実施方法等の周知を図り、研修対象者の積極的な受講を促進します。

6 就労支援方策

(1) 障害者雇用の現状

① 就労の状況（就職者件数推移）

障害者の就職件数は増加しつづけており、平成22年度は714名の障害者が公共職業安定所（ハローワーク）を通じて就職しています。対前年度比では身体障害が5.9%減、知的障害が9.4%減、精神障害が6.4%増となっています。



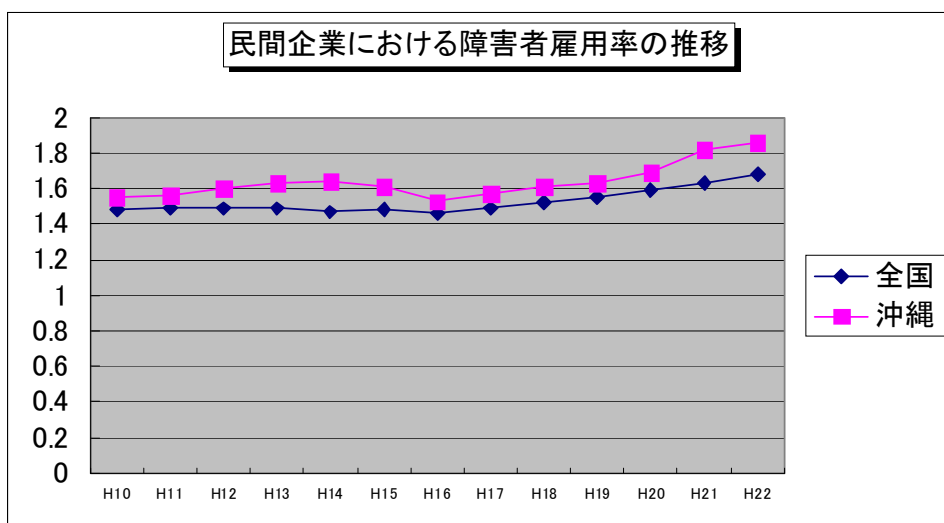
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
その他	7	5	9	9	23	27
精神	91	107	129	150	203	216
知的	141	178	159	139	202	183
身体	251	277	241	264	306	288
合計	490	567	538	562	734	714

出典：「職業安定行政年報」平成22年度（沖縄労働局職業安定部）

② 障害者雇用率の推移（全国との比較）

沖縄県の一般の民間企業における障害者雇用率は、平成22年6月1日において、全国平均の1.68%を上回る1.86%となっており、障害者雇用促進法に定める法定雇用率1.8%を達成しています。

また、法定雇用率の算定対象となる一般の民間企業（常用労働者56人以上規模の企業）は県内に647社あり、そのうち法定雇用率を達成している企業数は365社で、前年より29社増加し、達成率は前年の54.4%から1.9ポイント増の56.4%となっています。



	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
全国	1.48	1.49	1.49	1.49	1.47	1.48	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68
沖縄	1.55	1.56	1.6	1.63	1.64	1.61	1.53	1.57	1.61	1.63	1.69	1.82	1.86

出典：平成22年6月10月29日、沖縄労働局発表（調査時点：毎年6月1日）

③ 特別支援学校卒業生の就職状況

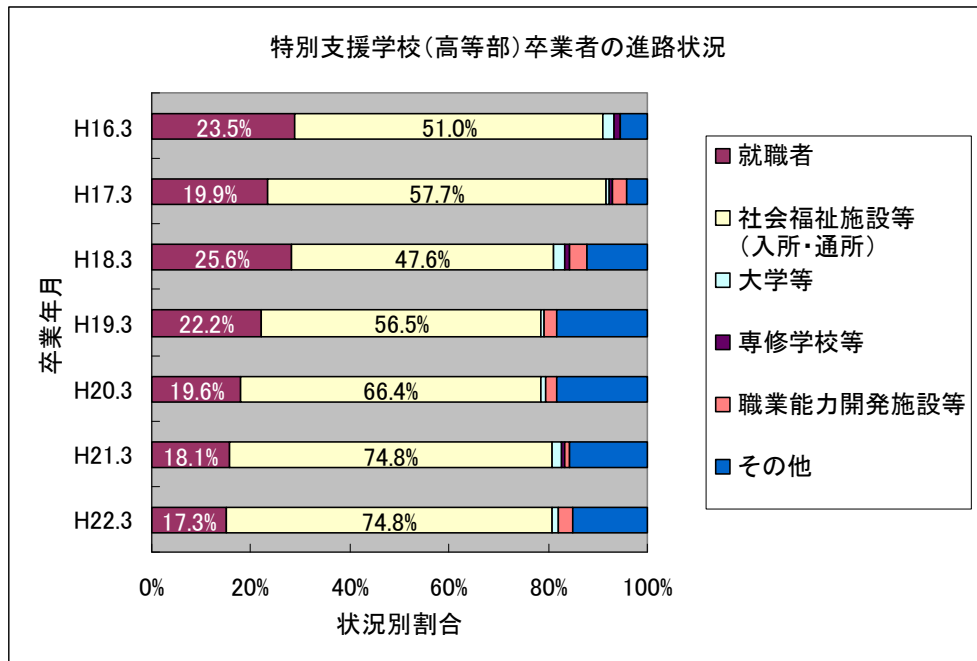
平成22年3月の特別支援学校（高等部）卒業生266人のうち、46人が就職しており、就職率は17.3%となっています。

特別支援学校(高等部)卒業生の進路状況

卒業年月	区分	卒業生 総数	就職者	社会福祉 施設等 入所・通所	大学等	専修学校等	職業能力 開発施設 等	その他
平成16年3月		204	48	104	4	2	-	46
平成17年3月		201	40	116	1	1	5	38
平成18年3月		227	58	108	5	2	7	47
平成19年3月		239	53	135	1	0	6	44
平成20年3月		235	46	156	2	0	6	25
平成21年3月		210	38	157	4	2	2	7
平成22年3月		266	46	199	4	0	8	9

(単位：人)

出典：学校基本調査報告書(県統計課)



④ 福祉施設からの一般就労の現状

平成 22 年度において、一般就労実績調査対象施設 170 施設のうち一般就労への移行実績があるのは 31 施設で、125 名が一般就労へ移行しています。

一般就労移行者が活用した雇用制度は、125 名中、委託訓練事業の活用が 5 名、試行雇用事業（トライアル雇用）が 64 名、職場適応援助者支援（ジョブコーチ支援）が 35 名となっています。また、労働支援機関との連携を通じた就労について、公共職業安定所との連携は 125 名すべて、障害者就業・生活支援センターとの連携は 42 名となっています。

就労支援内容は施設により異なっており、就職ガイダンスや施設内授産訓練等を通して基礎的な職業訓練を行った施設もあれば、グループ就労訓練や企業内授産を組み入れる等独自の就労プログラムにより支援を行っている施設もあります。

(2) 今後の見通し

障害者自立支援法、改正障害者雇用促進法の施行等、法的状況の変化により、障害者の就労支援が強化され、今後さらに一般就労を希望する者が増えることが予想されます。

(3) 就労支援のための方策

福祉施設からの一般就労移行等の目標を達成するため、関係者間の連携を強化し、効果的かつ総合的な取り組みによって施策推進を図る必要があります。

① 就労移行支援事業所等の支援

一般就労への移行促進のためには、就労移行支援事業所等が自ら積極的に地域の関係機関と連携を強化し、段階に応じた総合的な支援を行うことが重要となることから、就労移行支援事業所等に対する適切な助言・指導に努めます。

また、福祉施設や就労支援事業所等における工賃水準の向上や職場実習先の確保等、施設外での訓練機会の増を促進します。

② 工賃アップの推進

障害者の自立生活を促進するためには、低廉となっている福祉的就労による工賃（収入）水準の向上を図る必要があります。

そのため、工賃向上を支援するための目標や方策を取りまとめた計画を策定し、就労継続支援事業所等を対象とした経営改善支援等、各種支援策を推進します。

また、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大を図るため、福祉施設への優先発注について、周知に努めます。

③ 公共職業安定所（ハローワーク）との連携

沖縄労働局等の関係機関と連携して、就労移行支援事業所等と公共職業安定所の連携を促し、障害者等に対するきめ細かな職業相談、職業紹介を充実させるとともに、能力や職務要件に応じて委託訓練、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援等の各種雇用支援制度活用のおっせんを行います。

④ 委託訓練事業の実施

一般就労支援ノウハウのある企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な教育訓練資源を活用し、障害者の態様に応じて、ビジネスマナーや職業生活知識習得等の基礎訓練、施設内作業訓練、企業実習等の段階に応じた各種訓練を実施します。また、公共職業安定所との連携を強化し、訓練生及び就業者のニーズ把握に努め、効果的な職業訓練を実施します。

⑤ 障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の活用

経営基盤が脆弱な中小企業が大部分を占める本県においては、企業の経済的負担及び不安を軽減し、積極的に障害者雇用を支援することが重要である

ことから、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の活用を図り、企業と障害者等の相互理解を深め、その後の常用雇用を支援します。

⑥ 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援の活用

障害者の職場定着のためには、企業と障害者等のコミュニケーション及び作業習得を支援する必要があることから、就労移行支援事業所等への職場適応援助者（ジョブコーチ）支援の周知及び活用を図り、受入の円滑化及び障害者の職場定着を支援します。

⑦ 障害者就業・生活支援センターとの連携の強化

就労移行支援事業所等と障害者就業・生活支援センターが共通の認識のもとで障害者の就労支援を行えるよう協議の場を設けること等により連携を強化し、就業希望者の相談支援や関係機関とのコーディネート及び定着後の生活支援等、就業面と生活面の一体的な支援を推進します。また、地域において関係機関との連携を強化し、障害者の円滑な就労移行を促進します。

⑧ 関係機関等の連携体制の整備

就労支援を強化するため、福祉・労働・教育等の各分野の関係者で構成される既存の「沖縄県障害者就業支援ネットワーク会議」を活用し、本計画の目標の達成に向けた取り組みを推進するとともに、障害者の雇用に係る総合的な支援を図ります。

また、地域の実情に応じたきめ細かな就労支援が求められており、市町村における支援体制の整備が重要であることから、圏域ごとの既存のネットワークを活用し、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等の福祉施設、特別支援学校、福祉保健所、医療機関、企業等の関係者と市町村の連携を強化し、地域における就労支援を推進します。

⑨ 人材の養成

就労移行支援を円滑に実施するためには、サービスを提供する事業者において雇用や就労支援に関する専門的知識の習得が必要であり、サービス管理責任者研修等の実施や各種セミナー等の活用により、関係者と連携して就労移行支援事業所等の人材を養成し、サービスの質の向上を図ります。

⑩ 先進事例等各種情報の提供

障害者の就労支援に関する県内外の先進事例等について、暮らしに身近な

広報媒体を活用する等、広く関係者に情報を提供し、関係者の積極的な取組みを促進します。

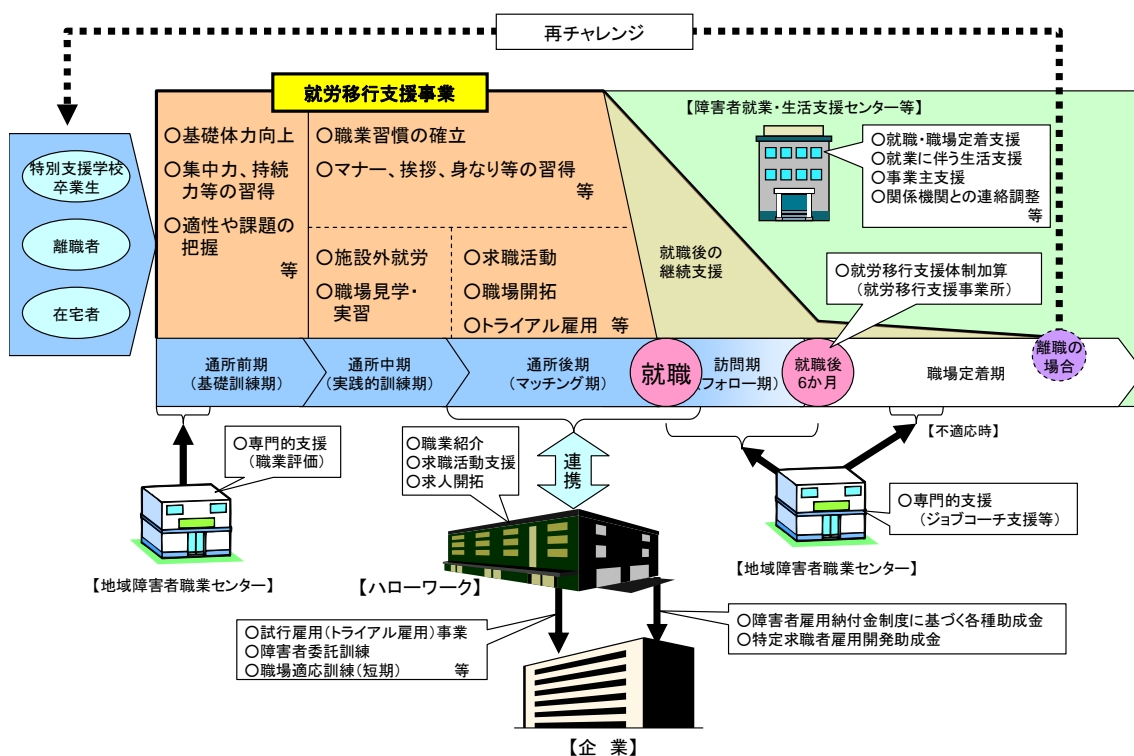
⑪ 一般就労に関する理解の促進

福祉施設から一般就労への移行等を推進するため、サービスを提供する事業者及び利用者に対し、障害者の就労事例の紹介等を通して一般就労に関する理解を促進します。

また、企業向けのセミナー開催や専門機関による障害者雇用相談体制の整備を行う等、障害者の就労に対する企業や地域社会の理解を促進します。

《参考》

就労移行支援事業と労働施策の連携



V-圏域ごとのサービス基盤整備計画について

沖縄県全体

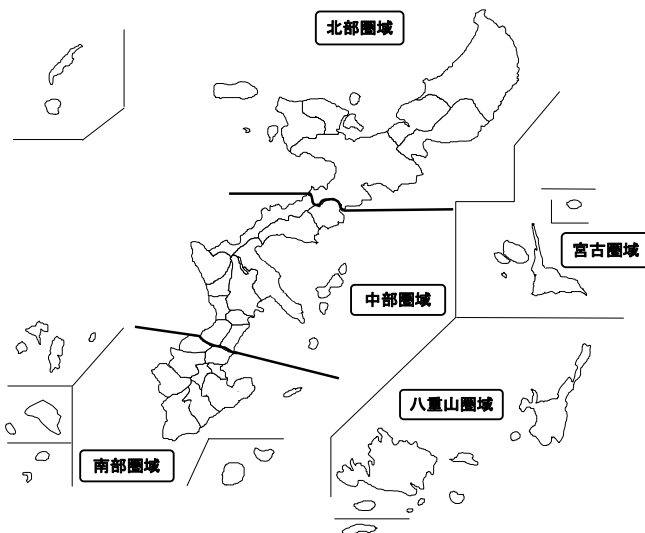
平成26年度目標値

◇ 施設入所者の地域生活移行数 684 人（平成17年10月入所者の 24.8%）

◇ 施設から一般就労への移行 238 人（平成17年の 10.6倍）

○ グループホーム等必要量 : 平成23年度 666人 → 平成26年度 1,121人
 （157箇所） （264箇所）

※「グループホーム等」＝「共同生活援助」＋「共同生活介護」



5圏域	41市町村	1,392,818人
北部	1市1町7村	101,272人
中部	3市3町5村	478,619人
南部	5市5町6村	707,219人
宮古	1市1村	53,270人
八重山	1市2町	52,438人

《沖縄県》人口及び年齢構成

計	1,392,818 人	100.0%
65歳以上	240,507 人	17.3%
18～64歳	845,556 人	60.7%
18歳未満	298,717 人	21.4%

平成22年国勢調査（総務省）

《沖縄県》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	75,094 人	5.4%
身体手帳交付数	67,831 人	4.9%
療育手帳交付数	12,128 人	0.9%
精神手帳交付数	16,301 人	1.2%

H23 障害保健福祉課業務資料

《沖縄県》入院・通院患者数及び人口に占める割合

計	42,691 人	3.1%
入院数	5,112 人	0.4%
通院数	37,579 人	2.7%

H23 障害保健福祉課業務資料

《沖縄県》相談支援事業関係（平成23年4月1日現在）

自立支援協議会設置済市町村数	32 / 41市町村中
市町村相談支援事業・窓口数	83 か所

H23 障害保健福祉課業務資料

《沖縄県》精神科病院数（平成23年4月1日現在）

計	80 か所
病院（入院）	25 か所
病院・クリニック等（外来）	55 か所

福祉保健部業務資料

《沖縄県》公立学校

小学校	276 校	99,254 人	
特別支援学級	310 学級	1,155 人	
中学校	157 校	48,138 人	
特別支援学級	134 学級	451 人	
高等学校	60 校	46,340 人	
特別支援学校	16 校	1,910 人	
種別内訳	視覚	1 校	73 人
	聴覚	1 校	83 人
	知的	8 校	1,334 人
	肢体不自由	5 校	387 人
	病弱	1 校	33 人
幼稚部	53 人	中学部	432 人
小学部	576 人	高等部	849 人
卒業者数（平成22年3月）	計	415 人	
	中等部	149 人	
	高等部	266 人	

出典：平成22年度 学校基本調査（県統計課）
 沖縄県の特別支援教育（県教育委員会）

公共職業安定所(ハローワーク)における障害者の登録状況(平成23年3月末)

	期末現在 登録者数	有効求職者数					就 業 中					保 留 中
		身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他			
全 界	9,447 人	3,522 人	1,606 人	666 人	1,145 人	105 人	4,162 人	2,201 人	1,390 人	512 人	59 人	1,763 人

「職業安定年報」平成22年度(沖縄労働局職業安定部)

《沖縄県》障害福祉サービスの利用見込者数

単位:人 注:下段()書きは前年度からの増△減数

	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込	平成24年度 見込	平成25年度 見込	平成26年度 見込
居宅介護	1,524	1,779 (255)	2,002 (223)	2,245 (243)	2,517 (272)
重度訪問介護	130	176 (46)	197 (21)	215 (18)	234 (19)
行動援護	79	88 (9)	106 (18)	124 (18)	144 (20)
同行援護		377 (377)	448 (71)	499 (51)	558 (59)
生活介護	1,281	1,868 (587)	3,339 (1,471)	3,508 (169)	3,692 (184)
自立訓練(機能訓練)	48	60 (12)	69 (9)	84 (15)	92 (8)
自立訓練(生活訓練)	219	271 (52)	330 (59)	371 (41)	407 (36)
就労移行支援	567	651 (84)	765 (114)	838 (73)	916 (78)
就労継続支援A型	260	352 (92)	454 (102)	588 (134)	727 (139)
就労継続支援B型	1,940	2,137 (197)	2,482 (345)	2,765 (283)	3,020 (255)
療養介護	53	54 (1)	392 (338)	397 (5)	402 (5)
短期入所	365	433 (68)	521 (88)	591 (70)	673 (82)
共同生活援助	492	579 (87)	713 (134)	838 (125)	933 (95)
共同生活介護	40	87 (47)	133 (46)	155 (22)	188 (33)
施設入所支援	561	1,222 (661)	2,545 (1,323)	2,498 (△47)	2,430 (△68)
児童デイサービス <small>※平成23年度は4~10月分の1月当たりの平均値</small>	1,589	1,698 (109)			
児童発達支援			463 (463)	582 (119)	699 (117)
放課後デイサービス			1,491 (1,491)	1,664 (173)	1,817 (153)
医療型児童発達支援			63 (63)	68 (5)	74 (6)

新たに必要となる事業所の整備計画

単位:か所

	必要事業所数		新規整備箇所数 ^{※2} (旧法施設からの移行数を含まない)			
	【実績値】 平成24年2月1日時 点指定事業所数	【見込値】 ^{※3} 平成26年度末 必要事業所数	整備箇所数計	年次ごとの新規整備箇所数		
				平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	193					
重度訪問介護	192					
行動援護	26					
同行援護	67					
生活介護	76					
自立訓練(機能訓練)	7					
自立訓練(生活訓練)	39					
就労移行支援	69					
就労継続支援A型	23					
就労継続支援B型	130					
療養介護	1					
短期入所	61					
共同生活援助 ^{※1}	157					
共同生活介護						
施設入所支援	23					
児童デイサービス	110					
児童発達支援						
放課後デイサービス						
医療型児童発達支援						

調整中

※最終的な計画には記載することとしています。

北部圏域

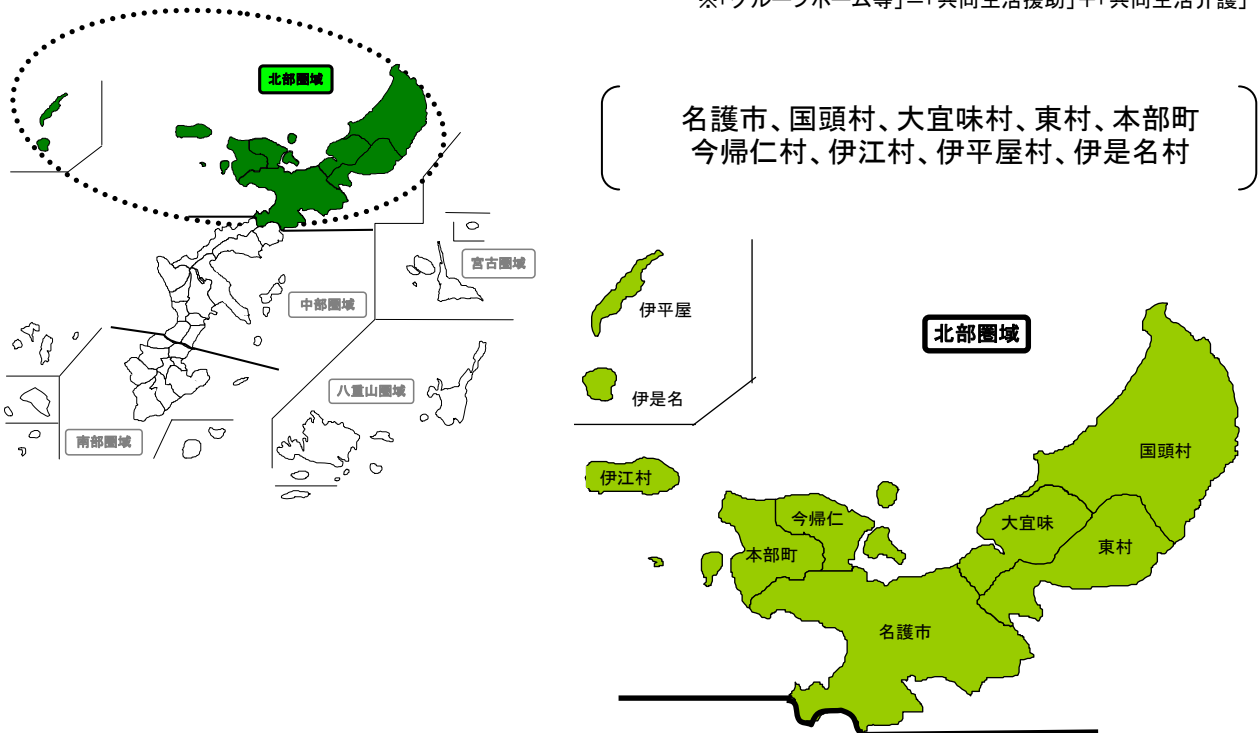
平成26年度目標値(北部)

◇ 施設入所者の地域生活移行数 98 人 (平成17年10月入所者の 31%)

◇ 施設から一般就労への移行 14 人 (平成17年の 4.6倍)

○ グループホーム等必要量 : 平成23年度 102人 → 平成26年度 166人
(26箇所) (39箇所)

※「グループホーム等」＝「共同生活援助」＋「共同生活介護」



《北部》人口及び年齢構成

計	101,272 人	100.0%
65歳以上	21,047 人	20.8%
18～64歳	58,656 人	57.9%
18歳未満	20,093 人	19.8%

平成22年国勢調査(総務省)

《北部》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	6,883 人	6.8%
身体手帳交付数	5,857 人	5.8%
療育手帳交付数	1,026 人	1.0%
精神手帳交付数	人	0.0%

H23 障害保健福祉課業務資料

《北部》入院・通院患者数及び人口に占める割合

計	3,017 人	3.0%
入院数	459 人	0.5%
通院数	2,558 人	2.5%

H23 障害保健福祉課業務資料

《北部》公立学校

小学校	50 校	6,862 人	
特別支援学級	35 学級	118 人	
中学校	23 校	3,578 人	
特別支援学級	25 学級	54 人	
高等学校	8 校	3,124 人	
特別支援学校	2 校	148 人	
種別内訳	視覚	0 校	0 人
	聴覚	0 校	0 人
	知的	1 校	117 人
	肢体不自由	1 校	31 人
	病弱	0 校	0 人
幼稚部	5 人	中学部	36 人
小学部	33 人	高等部	74 人
卒業者数 (平成22年3月)		計	37 人
		中等部	12 人
		高等部	25 人

出典：平成22年度 学校基本調査(県統計課)
沖縄県の特別支援教育(県教育委員会)

《北部》相談支援事業関係（平成23年4月1日現在）

自立支援協議会設置済市町村数	9 / 9市町村中
市町村相談支援事業・窓口数	25 か所

H23 障害保健福祉課業務資料

《北部》精神科病院数（平成23年4月1日現在）

計	6 か所
病院（入院）	3 か所
病院・クリニック等（外来）	3 か所

福祉保健部業務資料

【区域別】名護公共職業安定所管轄区域における障害者の登録状況(平成23年3月末)

	期末現在 登録者数	有効求職者数					就 業 中					保留中
		身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他			
全県	9,447 人	3,522 人	1,606 人	666 人	1,145 人	105 人	4,162 人	2,201 人	1,390 人	512 人	59 人	1,763 人
地域	737 人	272 人	115 人	61 人	91 人	5 人	257 人	103 人	95 人	53 人	6 人	208 人
割合	7.8%	7.7%	7.2%	9.2%	7.9%	4.8%	6.2%	4.7%	6.8%	10.4%	10.2%	11.8%

「職業安定年報」平成22年度（沖縄労働局職業安定部）

《 北部圏域の現状と課題 》

- 北部圏域は、本島内の他の2圏域（中部、南部）に比べて、圏域の人口に占める高齢者や障害者手帳交付者の数の割合が高い。
- 学校、病院、障害福祉サービス事業所等が名護市内に集中する傾向にあり、障害福祉サービス等事業所がない町村に居住している場合、サービスを受けるための移手段の確保等が課題である。
- 離島町村においては本島の事業所までの移手段が船舶のみであり、島内における事業所や人材等のサービス提供体制の確保が課題である。
- サービス提供体制の確保が困難な町村においては、市町村自立支援協議会や圏域自立支援連絡会における情報収集や近隣自治体間の連携を図り、地域独自の資源開発や複数町村のニーズを集約した事業所進出の働きかけ等を検討する。
- 地域の社会資源を有効に活用して障害者の地域定着を支援する取組みも進められている。
伊是名村では、遊休農地を活用し、地域で暮らす障害者を中心に、相談支援専門員、保育園児、駐在警察官、ボランティア等地域の住民がともに作物作りを行うことを通して、地域における障害者の居場所づくりに取り組んでいる。
- 相談支援については、名護市に所在する事業所が離島を含む北部圏域すべての市町村をカバーしている状況である。すべての市町村で相談体制が確保される反面、広域対応であるがゆえに、迅速な対応が困難となる場合がある。市町村をはじめとする関係機関の連携を図り、相談支援を必要とする障害当事者に適切な支援ができるよう、現在ある仕組みの運用改善や、より充実した相談支援体制づくりを検討する必要がある。
- 圏域内すべての市町村で自立支援協議会を設置している。
協議会活動を通して、市町村や福祉保健所、障害福祉サービス事業者等、地域の関係者が課題を共有して地域の支援体制整備を促進し、障害者の地域における自立生活を一層支援する。
- 入院中の精神障害者の地域移行を円滑に進めるため、早い時期から医療・保健・福祉の各関係者が連携して、障害当事者本人の移行支援を行うとともに、地域における受け入れ体制の整備を行う必要がある。

《北部》障害福祉サービスの利用見込者数

単位：人 注：下段（ ）書きは前年度からの増△減数

	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込	平成24年度 見込	平成25年度 見込	平成26年度 見込
居宅介護	73	93 (20)	114 (21)	132 (18)	150 (18)
重度訪問介護	6	8 (2)	9 (1)	9 (0)	9 (0)
行動援護	0	0 (0)	1 (1)	2 (1)	5 (3)
同行援護		7 (7)	15 (8)	17 (2)	21 (4)
生活介護	39	166 (127)	313 (147)	316 (3)	317 (1)
自立訓練(機能訓練)	1	0 (△1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
自立訓練(生活訓練)	28	31 (3)	32 (1)	36 (4)	38 (2)
就労移行支援	31	52 (21)	64 (12)	64 (0)	64 (0)
就労継続支援A型	12	24 (12)	32 (8)	47 (15)	59 (12)
就労継続支援B型	104	145 (41)	218 (73)	260 (42)	299 (39)
療養介護	4	4 (0)	35 (31)	35 (0)	35 (0)
短期入所	17	27 (10)	32 (5)	38 (6)	41 (3)
共同生活援助	56	71 (15)	84 (13)	96 (12)	109 (13)
共同生活介護	8	31 (23)	48 (17)	52 (4)	57 (5)
施設入所支援	31	132 (101)	259 (127)	258 (△1)	254 (△4)
児童デイサービス ※平成23年度は4～10月分の1月当たりの平均値	117	123 (6)			
児童発達支援			19 (19)	23 (4)	24 (1)
放課後デイサービス			131 (131)	152 (21)	156 (4)
医療型児童発達支援			5 (5)	5 (0)	5 (0)

新たに必要となる事業所の整備計画

	必要事業所数		新規整備箇所数 ^{※2} （旧法施設からの移行数を含まない）			
	【実績値】 平成24年2月1日時点 指定事業所数	【見込値】 ^{※3} 平成26年度末 必要事業所数	整備箇所数計	年次ごとの新規整備箇所数		
				平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	16					
重度訪問介護	15					
行動援護	0					
同行援護	2					
生活介護	5					
自立訓練(機能訓練)	0					
自立訓練(生活訓練)	5					
就労移行支援	7					
就労継続支援A型	2					
就労継続支援B型	10					
療養介護	0					
短期入所	6					
共同生活援助 ^{※1}						
共同生活介護	26					
施設入所支援	1					
児童デイサービス	8					
児童発達支援						
放課後デイサービス						
医療型児童発達支援						

調整中

※ 最終的な計画には圏域ごとの
数値を記載することとしています。

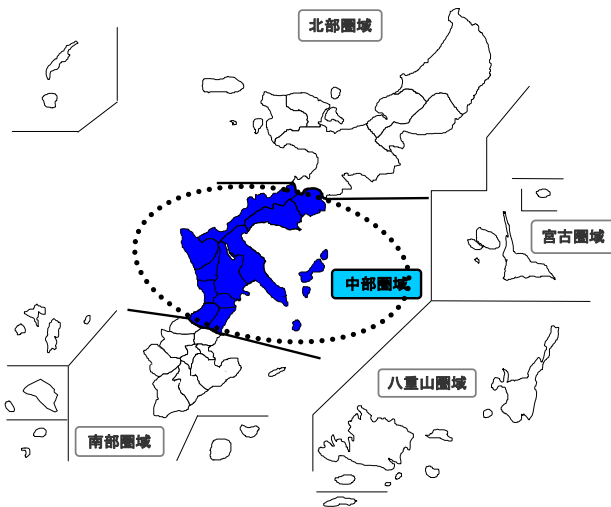
中部圏域

平成26年度目標値(中部)

◇ 施設入所者の地域生活移行数 215 人 (平成17年10月入所者の 24%)

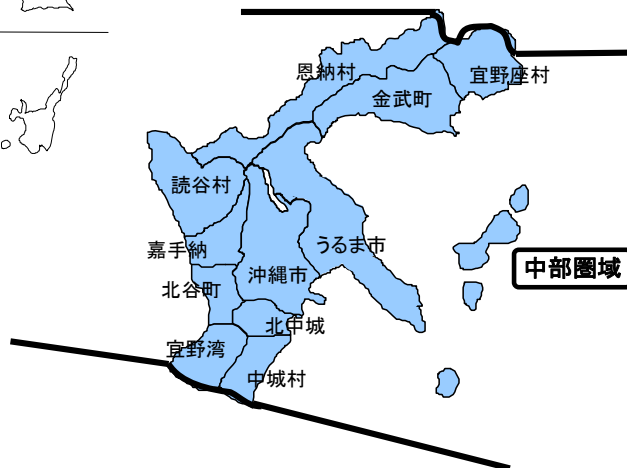
◇ 施設から一般就労への移行 90 人 (平成17年の 30倍)

○ グループホーム等必要量 : 平成23年度 221人 → 平成26年度 332人
(50箇所) (78箇所)



※「グループホーム等」=「共同生活援助」+「共同生活介護」

沖縄市、宜野湾市、うるま市、恩納村
宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町
北谷町、北中城村、中城村



《中部》人口及び年齢構成

計	478,619 人	100.0%
65歳以上	79,472 人	16.6%
18~64歳	291,650 人	60.9%
18歳未満	105,875 人	22.1%

平成22年国勢調査(総務省)

《中部》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	24,671 人	5.2%
身体手帳交付数	22,384 人	5.2%
療育手帳交付数	3,872 人	0.8%
精神手帳交付数	人	0.0%

H23 障害保健福祉課業務資料

《中部》入院・通院患者数及び人口に占める割合

計	15,012 人	3.1%
入院数	1,769 人	0.4%
通院数	13,243 人	2.8%

H23 障害保健福祉課業務資料

《中部》公立学校

小学校		74 校	35,864 人
特別支援学級		101 学級	397 人
中学校		40 校	17,698 人
特別支援学級		39 学級	148 人
高等学校		19 校	15,056 人
特別支援学校		4 校	710 人
種別内訳	視覚	0 校	0 人
	聴覚	1 校	83 人
	知的	2 校	467 人
	肢体不自由	1 校	160 人
	病弱	0 校	0 人
幼稚部	33 人	中学部	149 人
小学部	208 人	高等部	320 人
卒業生数(平成22年3月)		計	160 人
中等部			50 人
高等部			110 人

出典: 平成22年度 学校基本調査(県統計課)
沖縄県の特別支援教育(県教育委員会)

《中部》相談支援事業関係（平成23年4月1日現在）

自立支援協議会設置済市町村数	11 / 11市町村中
市町村相談支援事業・窓口数	24 か所

H23 障害保健福祉課業務資料

《中部》精神科病院数（平成23年4月1日現在）

計	23 か所
病院（入院）	7 か所
病院・クリニック等（外来）	16 か所

福祉保健部業務資料

【区域別】沖縄公共職業安定所管轄区域における障害者の登録状況（平成23年3月末）

	期末現在 登録者数	有効求職者数					就 業 中					保留中
		身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他			
全県	9,447 人	3,522 人	1,606 人	666 人	1,145 人	105 人	4,162 人	2,201 人	1,390 人	512 人	59 人	1,763 人
地域	3,108 人	1,301 人	565 人	212 人	467 人	57 人	1,348 人	696 人	457 人	178 人	17 人	459 人
割合	32.9%	36.9%	35.2%	31.8%	40.8%	54.3%	32.4%	31.6%	32.9%	34.8%	28.8%	26.0%

「職業安定年報」平成22年度（沖縄労働局職業安定部）

《 中部圏域の現状と課題 》

- 中部圏域の人口は、県人口のおよそ3割を占め、圏域人口に占める65歳未満人口の割合が5圏域中、最も高い。圏域人口に占める障害者手帳交付者や精神科病院等入院・通院者の数の割合は、県平均値と同程度となっている。
- 障害福祉サービス事業所等は、沖縄市を中心として、市部に多く所在しており、障害福祉サービス事業所が少ない町村に居住している場合、サービスを受けるための移動手段の確保等が課題である。
- 平成26年度までの各年度における市町村のサービス利用見込者数から算出すると、中部圏域では特に生活介護事業所、グループホーム等の整備が必要である。
- グループホーム等の整備については、自治体単独予算でグループホーム開設時の初期費用（改築費用等）補助を実施したり、障害福祉サービス事業所が民間アパートを借り上げてグループホームとして活用する仕組みづくりに取り組む等、障害者の地域移行を支援する取組みが行われている。
- 中部圏域においては実務者レベルの勉強会の開催や要綱・様式の統一など、圏域で課題へ取り組む体制が既に構築されており、今後もこのネットワークを活用して圏域における障害者の支援体制を推進していく。
- 圏域内すべての市町村で自立支援協議会を設置している。
協議会活動を通して、市町村や福祉保健所、障害福祉サービス事業者等、地域の関係者が課題を共有して地域の支援体制整備を促進し、障害者の地域における自立生活を一層支援する。
- 入院中の精神障害者の地域移行を円滑に進めるため、早い時期から医療・保健・福祉の各関係者が連携して、障害当事者本人の移行支援を行うとともに、地域における受け入れ体制の整備を行う必要がある。

《中部》障害福祉サービスの利用見込者数

単位：人 注：下段（ ）書きは前年度からの増△減数

	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込	平成24年度 見込	平成25年度 見込	平成26年度 見込
居宅介護	520	595 (75)	681 (86)	785 (104)	904 (119)
重度訪問介護	68	88 (20)	95 (7)	103 (8)	111 (8)
行動援護	11	15 (4)	18 (3)	23 (5)	27 (4)
同行援護		90 (90)	116 (26)	131 (15)	145 (14)
生活介護	428	675 (247)	1,175 (500)	1,249 (74)	1,329 (80)
自立訓練(機能訓練)	23	25 (2)	28 (3)	32 (4)	35 (3)
自立訓練(生活訓練)	93	121 (28)	146 (25)	162 (16)	176 (14)
就労移行支援	221	235 (14)	266 (31)	295 (29)	325 (30)
就労継続支援A型	91	124 (33)	141 (17)	159 (18)	177 (18)
就労継続支援B型	672	759 (87)	884 (125)	1,004 (120)	1,125 (121)
療養介護	16	15 (△1)	125 (110)	127 (2)	128 (1)
短期入所	158	174 (16)	194 (20)	211 (17)	230 (19)
共同生活援助	163	188 (25)	226 (38)	247 (21)	270 (23)
共同生活介護	21	33 (12)	44 (11)	51 (7)	62 (11)
施設入所支援	134	337 (203)	788 (451)	778 (△10)	763 (△15)
児童デイサービス ※平成23年度は4～10月分の1月当たりの平均値	597	655 (58)			
児童発達支援			131 (131)	153 (22)	173 (20)
放課後デイサービス			545 (545)	624 (79)	698 (74)
医療型児童発達支援			25 (25)	27 (2)	28 (1)

新たに必要となる事業所の整備計画

	必要事業所数		新規整備箇所数 ※2 (旧法施設からの移行数を含まない)			
	【実績値】 平成24年2月1日時点 指定事業所数	【見込値】 ※3 平成26年度末 必要事業所数	整備箇所数計	年次ごとの新規整備箇所数		
				平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	74					
重度訪問介護	74					
行動援護	9					
同行援護	25					
生活介護	29					
自立訓練(機能訓練)	3					
自立訓練(生活訓練)	17					
就労移行支援	26					
就労継続支援A型	8					
就労継続支援B型	43					
療養介護	1					
短期入所	21					
共同生活援助 ※1	50					
共同生活介護						
施設入所支援	10					
児童デイサービス	48					
児童発達支援						
放課後デイサービス						
医療型児童発達支援						

調整中

※ 最終的な計画には圏域ごとの
数値を記載することとしています。

南部圏域

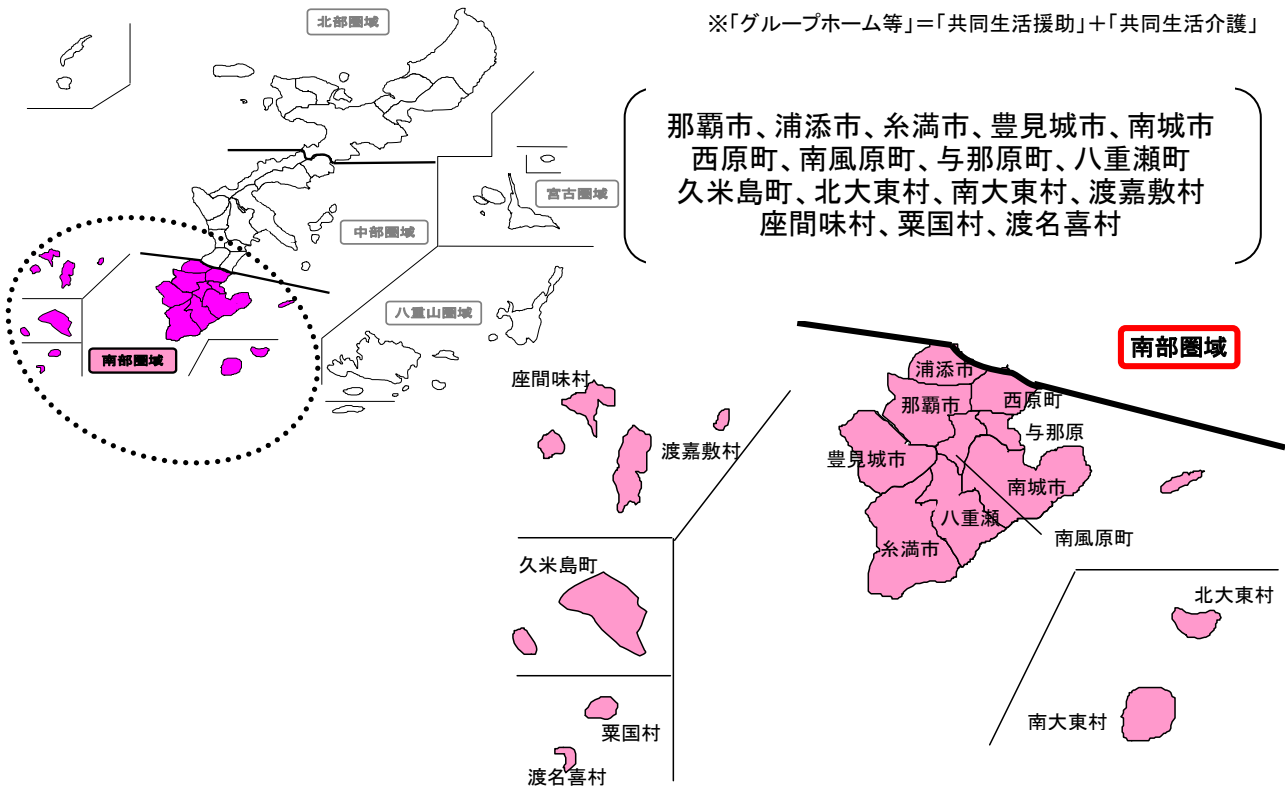
平成26年度目標値(南部)

◇ 施設入所者の地域生活移行数 312 人 (平成17年10月入所者の 25%)

◇ 施設から一般就労への移行 117 人 (平成17年の 8.4倍)

○ グループホーム等必要量 : 平成23年度 293人 → 平成26年度 525人 (72箇所) (124箇所)

※「グループホーム等」=「共同生活援助」+「共同生活介護」



《南部》人口及び年齢構成

計	707,219 人	100.0%
65歳以上	118,486 人	16.8%
18～64歳	433,478 人	61.3%
18歳未満	150,489 人	21.3%

平成22年国勢調査(総務省)

《南部》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	37,218 人	5.3%
身体手帳交付数	32,757 人	4.6%
療育手帳交付数	6,356 人	0.9%
精神手帳交付数	人	0.0%

H19 障害保健福祉課業務資料

《南部》入院・通院患者数及び人口に占める割合

計	22,706 人	3.2%
入院数	2,714 人	0.4%
通院数	19,992 人	2.8%

H23 障害保健福祉課業務資料

《南部》公立学校

小学校	101 校	50,315 人	
特別支援学級	147 学級	571 人	
中学校	55 校	23,808 人	
特別支援学級	61 学級	229 人	
高校	28 校	25,016 人	
特別支援学校	8 校	920 人	
種別内訳	視覚	1 校	73 人
	聴覚	0 校	0 人
	知的	3 校	618 人
	肢体不自由	3 校	196 人
	病弱	1 校	33 人
幼稚部	13 人	中学部	220 人
小学部	298 人	高等部	389 人
卒業生数(平成22年3月)		計	191 人
		中等部	77 人
		高等部	114 人

出典:平成22年度 学校基本調査(県統計課)
沖縄県の特別支援教育(県教育委員会)

《南部》相談支援事業関係（平成23年4月1日現在）

自立支援協議会設置済市町村数	9 / 16市町村中
市町村相談支援事業・窓口数	25 か所

H23 障害保健福祉課業務資料

《南部》精神科病院数（平成23年4月1日現在）

計	48 か所
病院（入院）	13 か所
病院・クリニック等（外来）	35 か所

福祉保健部業務資料

【区域別】那覇公共職業安定所管轄区域における障害者の登録状況(平成23年3月末)

	期末現在 登録者数	有効求職者数					就 業 中					保留中
		身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他			
全県	9,447 人	3,522 人	1,606 人	666 人	1,145 人	105 人	4,162 人	2,201 人	1,390 人	512 人	59 人	1,763 人
地域	4,947 人	1,633 人	761 人	311 人	521 人	40 人	2,312 人	1,276 人	730 人	271 人	35 人	1,002 人
割合	52.4%	46.4%	47.4%	46.7%	45.5%	38.1%	55.6%	58.0%	52.5%	52.9%	59.3%	56.8%

「職業安定年報」平成22年度（沖縄労働局職業安定部）

《南部圏域の現状と課題》

- 南部圏域には、沖縄県人口の5割以上が集中しており、すべての年齢階層において全県のおよそ5割が南部圏域に居住している。圏域人口に占める障害者手帳交付者や精神科病院等入院・通院者の数の割合は、県平均値と同程度となっている。
また、特別支援学校についても、南部圏域に多く所在しており、県全体のおよそ4割の在籍数となっている。
- 障害福祉サービス事業所等は、那覇市を中心として、市部に多く所在している。
特に離島町村においては、本島の事業所等への移動手段は航空機又は船舶であり、島内における事業所や人材等のサービス提供体制の確保が課題である。
- 平成26年度までの各年度における市町村のサービス利用見込者数から算出すると、南部圏域では特にグループホーム、ケアホームや児童発達支援、放課後児童デイサービス、生活介護事業所等の整備が必要である。
- グループホーム等の整備については、公営住宅における特定目的用住居として障害者用住宅を確保したり、公営住宅建替えの際にグループホーム用住宅の確保に努めるなど、障害者の地域移行を支援する取組みが行われている。
- 自立支援協議会は、本島内のすべての市町村及び離島の一部町村では設置済みである。未設置の村においては早期設置に向けた取組みが必要である。
協議会設置済みの市町村においては、協議会活動を通して、市町村や福祉保健所、障害福祉サービス事業者等、地域の関係者が課題を共有して地域の支援体制整備を促進し、障害者の地域における自立生活を一層支援する。
- 入院中の精神障害者の地域移行を円滑に進めるため、早い時期から医療・保健・福祉の各関係者が連携して、障害当事者本人の移行支援を行うとともに、地域における受け入れ体制の整備を行う必要がある。

《南部》障害福祉サービスの利用見込者数

単位：人 注：下段（ ）書きは前年度からの増△減数

	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込	平成24年度 見込	平成25年度 見込	平成26年度 見込
居宅介護	781	907 (126)	1,003 (96)	1,106 (103)	1,223 (117)
重度訪問介護	54	76 (22)	86 (10)	95 (9)	104 (9)
行動援護	62	68 (6)	79 (11)	91 (12)	103 (12)
同行援護		246 (246)	275 (29)	303 (28)	338 (35)
生活介護	704	841 (137)	1,567 (726)	1,652 (85)	1,740 (88)
自立訓練（機能訓練）	23	35 (12)	41 (6)	47 (6)	52 (5)
自立訓練（生活訓練）	86	99 (13)	130 (31)	147 (17)	165 (18)
就労移行支援	273	318 (45)	376 (58)	415 (39)	458 (43)
就労継続支援A型	130	163 (33)	233 (70)	324 (91)	422 (98)
就労継続支援B型	1,003	1,002 (△1)	1,088 (86)	1,192 (104)	1,282 (90)
療養介護	30	32 (2)	208 (176)	211 (3)	215 (4)
短期入所	175	204 (29)	266 (62)	311 (45)	369 (58)
共同生活援助	238	270 (32)	332 (62)	415 (83)	464 (49)
共同生活介護	11	23 (12)	37 (14)	48 (11)	61 (13)
施設入所支援	332	618 (286)	1,264 (646)	1,229 (△35)	1,181 (△48)
児童デイサービス <small>※平成23年度は4～10月分の1月当たりの平均値</small>	807	850 (43)			
児童発達支援			288 (288)	373 (85)	461 (88)
放課後デイサービス			729 (729)	795 (66)	863 (68)
医療型児童発達支援			33 (33)	36 (3)	41 (5)

新たに必要となる事業所の整備計画

	必要事業所数		新規整備箇所数 ^{※2} （旧法施設からの移行数を含まない）			
	【実績値】 平成24年2月1日時 点指定事業所数	【見込値】 ^{※3} 平成26年度末 必要事業所数	整備箇所数計	年次ごとの新規整備箇所数		
				平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	75					
重度訪問介護	75					
行動援護	15					
同行援護	37					
生活介護	35					
自立訓練（機能訓練）	4					
自立訓練（生活訓練）	15					
就労移行支援	32					
就労継続支援A型	11					
就労継続支援B型	68					
療養介護	0					
短期入所	28					
共同生活援助 ^{※1} 共同生活介護	72					
施設入所支援	9					
児童デイサービス	49					
児童発達支援						
放課後デイサービス						
医療型児童発達支援						

調整中

※ 最終的な計画には圏域ごとの
数値を記載することとしています。

宮古圏域

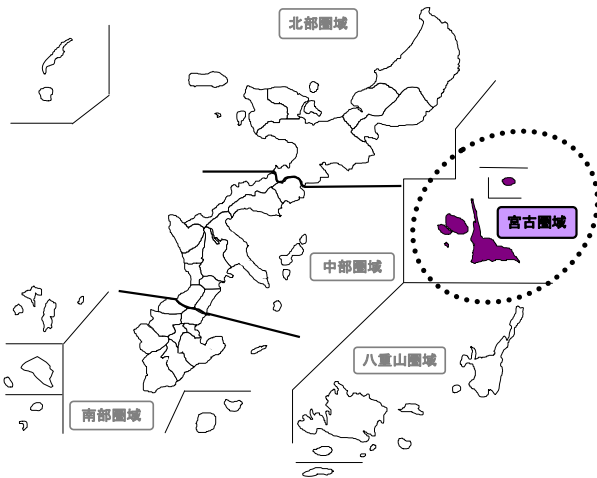
平成26年度目標値(宮古)

◇ 施設入所者の地域生活移行数 27 人 (平成17年10月入所者の 21%)

◇ 施設から一般就労への移行 10 人 (平成17年の 5倍)

○ グループホーム等必要量 : 平成23年度 32人 → 平成26年度 52人
(4箇所) (12箇所)

※「グループホーム等」＝「共同生活援助」＋「共同生活介護」



《宮古》人口及び年齢構成

計	53,270 人	100.0%
65歳以上	12,395 人	23.3%
18～64歳	29,919 人	56.2%
18歳未満	10,905 人	20.5%

平成22年国勢調査(総務省)

《宮古》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	3,831 人	7.2%
身体手帳交付数	3,462 人	6.5%
療育手帳交付数	411 人	0.8%
精神手帳交付数	人	0.0%

H23 障害保健福祉課業務資料

《宮古》入院・通院患者数及び人口に占める割合

計	755 人	1.4%
入院数	68 人	0.1%
通院数	687 人	1.3%

H23 障害保健福祉課業務資料

《宮古》公立学校

小学校		22 校	3,786 人
	特別支援学級	9 学級	19 人
中学校		18 校	2,031 人
	特別支援学級	4 学級	7 人
高等学校		6 校	1,924 人
特別支援学校		1 校	75 人
種別内訳	視覚	0 校	0 人
	聴覚	0 校	0 人
	知的	1 校	75 人
	肢体不自由	0 校	0 人
	病弱	0 校	0 人
幼稚部	1 人	中学部	16 人
小学部	21 人	高等部	37 人
卒業生数(平成22年3月)		計	16 人
	中等部		5 人
	高等部		11 人

出典：平成22年度 学校基本調査(県統計課)
沖縄県の特別支援教育(県教育委員会)

《宮古》相談支援事業関係（平成23年4月1日現在）

自立支援協議会設置済市町村数	2 / 2市町村中
市町村相談支援事業・窓口数	5 か所

H23 障害保健福祉課業務資料

《宮古》精神科病院数（平成23年4月1日現在）

計	2 か所
病院(入院)	1 か所
病院・クリニック等(外来)	1 か所

福祉保健部業務資料

【区域別】宮古公共職業安定所管轄区域における障害者の登録状況(平成23年3月末)

	期末現在 登録者数	有効求職者数					就 業 中					保留中
		身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他			
全県	9,447 人	3,522 人	1,606 人	666 人	1,145 人	105 人	4,162 人	2,201 人	1,390 人	512 人	59 人	1,763 人
地域	305 人	144 人	70 人	35 人	36 人	3 人	130 人	64 人	57 人	8 人	1 人	31 人
割合	3.2%	4.1%	4.4%	5.3%	3.1%	2.9%	3.1%	2.9%	4.1%	1.6%	1.7%	1.8%

「職業安定年報」平成22年度（沖縄労働局職業安定部）

《 宮古圏域の現状と課題 》

- 宮古圏域は、他の4圏域に比べて、圏域の人口に占める高齢者や障害者手帳交付者の数の割合が高い。
- 圏域においては、宮古島に学校、病院、障害福祉サービス事業所等が集中している。
- 多良間村においては、現在、障害福祉サービス事業所がなく、障害者が地元で居ながらにしてサービスを受けることができない等の潜在的な課題があるが、現時点では障害者の家族や地域の支援、既存の社会資源の活用によって障害者の地域生活が実現されている状況である。
困難事例や今後新たに生じるニーズについては、自立支援協議会や圏域自立支援連絡会を通し、福祉保健所や宮古島市との連携、島内における地域独自の資源開発・改善により障害者の地域生活を支援する。
- 平成26年度までの各年度における市村の利用見込者数から算出すると、宮古圏域では特に就労継続支援B型事業所、グループホーム等の整備が必要である。
- 圏域内2市村とも自立支援協議会を設置している。
協議会活動を通して、市村や福祉保健所、障害福祉サービス事業者等、地域の関係者が課題を共有して地域の支援体制整備を促進し、障害者の地域における自立生活を一層支援する。
- 入院中の精神障害者の地域移行を円滑に進めるため、早い時期から医療・保健・福祉の各関係者が連携して、障害当事者本人の移行支援を行うとともに、地域における受け入れ体制の整備を行う必要がある。

《宮古》障害福祉サービスの利用見込者数

単位：人 注：下段（ ）書きは前年度からの増△減数

	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込	平成24年度 見込	平成25年度 見込	平成26年度 見込
居宅介護	71	90 (19)	95 (5)	100 (5)	105 (5)
重度訪問介護	2	4 (2)	5 (1)	6 (1)	7 (1)
行動援護	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
同行援護		20 (20)	25 (5)	30 (5)	35 (5)
生活介護	27	65 (38)	147 (82)	152 (5)	157 (5)
自立訓練(機能訓練)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
自立訓練(生活訓練)	12	17 (5)	19 (2)	20 (1)	22 (2)
就労移行支援	22	22 (0)	25 (3)	28 (3)	31 (3)
就労継続支援A型	16	16 (0)	21 (5)	26 (5)	31 (5)
就労継続支援B型	52	109 (57)	153 (44)	159 (6)	164 (5)
療養介護	0	0 (0)	13 (13)	13 (0)	13 (0)
短期入所	4	9 (5)	10 (1)	11 (1)	12 (1)
共同生活援助	21	32 (11)	42 (10)	47 (5)	52 (5)
共同生活介護	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
施設入所支援	4	38 (34)	125 (87)	124 (△1)	123 (△1)
児童デイサービス ※平成23年度は4～10月分の1月当たりの平均値	18	17 (△1)			
児童発達支援			5 (5)	6 (1)	7 (1)
放課後デイサービス			15 (15)	17 (2)	19 (2)
医療型児童発達支援			0 (0)	0 (0)	0 (0)

新たに必要となる事業所の整備計画

	必要事業所数		新規整備箇所数 ※2 (旧法施設からの移行数を含まない)			
	【実績値】 平成24年2月1日時 点指定事業所数	【見込値】 ※3 平成26年度末 必要事業所数	整備箇所数計	年次ごとの新規整備箇所数		
				平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	16					
重度訪問介護	16					
行動援護	0					
同行援護	2					
生活介護	3					
自立訓練(機能訓練)	0					
自立訓練(生活訓練)	1					
就労移行支援	2					
就労継続支援A型	1					
就労継続支援B型	4					
療養介護	0					
短期入所	4					
共同生活援助 ※1 共同生活介護	4					
施設入所支援	1					
児童デイサービス	2					
児童発達支援						
放課後デイサービス						
医療型児童発達支援						

調整中

※ 最終的な計画には圏域ごとの
数値を記載することとしています。

八重山圏域

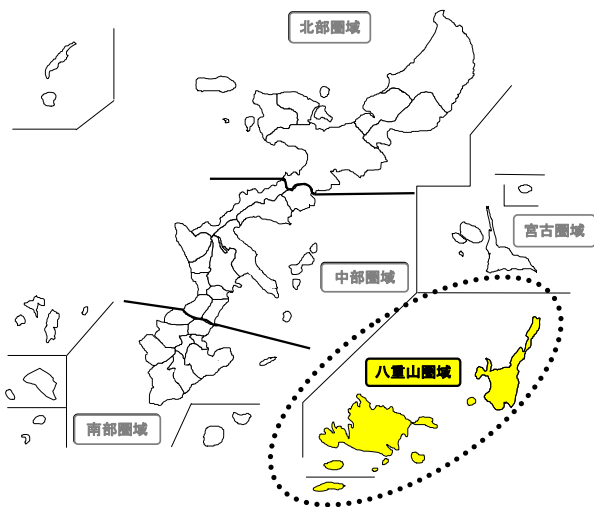
平成26年度目標値(八重山)

◇ 施設入所者の地域生活移行数 32 人 (平成17年10月入所者の 29%)

◇ 施設から一般就労への移行 7 人 (平成17年(0人)から 皆増)

○ グループホーム等必要量 : 平成23年度 18人 → 平成26年度 46人
(5箇所) (11箇所)

※「グループホーム等」＝「共同生活援助」＋「共同生活介護」



《八重山》人口及び年齢構成

計	52,438 人	100.0%
65歳以上	9,107 人	17.4%
18～64歳	31,853 人	60.7%
18歳未満	11,355 人	21.7%

平成22年国勢調査(総務省)

《八重山》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	2,764 人	5.3%
身体手帳交付数	3,208 人	6.1%
療育手帳交付数	463 人	0.9%
精神手帳交付数	人	0.0%

H23 障害保健福祉課業務資料

《八重山》入院・通院患者数及び人口に占める割合

計	921 人	1.8%
入院数	50 人	0.1%
通院数	871 人	1.7%

H23 障害保健福祉課業務資料

《八重山》公立学校

小学校		34 校	3,702 人
特別支援学級		18 学級	50 人
中学校		21 校	1,925 人
特別支援学級		5 学級	13 人
高等学校		2 校	1,722 人
特別支援学校		1 校	57 人
種別内訳	視覚	0 校	0 人
	聴覚	0 校	0 人
	知的	1 校	57 人
	肢体不自由	0 校	0 人
	病弱	0 校	0 人
幼稚部	1 人	中学部	11 人
小学部	16 人	高等部	29 人
卒業生数 (平成22年3月)		計	11 人
		中等部	5 人
		高等部	6 人

出典：平成22年度 学校基本調査(県統計課)
沖縄県の特別支援教育(県教育委員会)

《八重山》相談支援事業関係（平成23年4月1日現在）

自立支援協議会設置済市町村数	2 / 3市町村中
市町村相談支援事業・窓口数	4 か所

H23 障害保健福祉課業務資料

《八重山》精神科病院数（平成23年4月1日現在）

計	1 か所
病院(入院)	1 か所
病院・クリニック等(外来)	0 か所

福祉保健部業務資料

【区域別】八重山公共職業安定所管轄区域における障害者の登録状況(平成23年3月末)

	期末現在 登録者数	有効求職者数					就 業 中					保留中
		身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他			
全県	9,447 人	3,522 人	1,606 人	666 人	1,145 人	105 人	4,162 人	2,201 人	1,390 人	512 人	59 人	1,763 人
地域	350 人	172 人	95 人	47 人	30 人	0 人	115 人	62 人	51 人	2 人	0 人	63 人
割合	3.7%	4.9%	5.9%	7.1%	2.6%	0.0%	2.8%	2.8%	3.7%	0.4%	0.0%	3.6%

「職業安定年報」平成22年度(沖縄労働局職業安定部)

《 八重山圏域の現状と課題 》

- 八重山圏域は、5圏域中、最も人口が少ない。圏域人口の年齢階層別割合の構成や、圏域人口に占める障害者手帳交付者の数の割合は、県平均値に近い値となっている。
- 学校、病院、障害福祉サービス事業所等は、石垣島に集中しており、障害福祉サービス事業所がない離島町村における事業所や人材等のサービス提供体制の確保や、石垣島でサービスを受ける場合の移動の負担などが課題である。
- 平成26年度までの各年度における市町村の利用見込者数から算出すると、八重山圏域では特に児童発達支援、放課後デイサービス、就労支援事業所及びグループホーム等の整備が必要である。
- 相談支援については、石垣島に所在する事業所が離島を含む八重山圏域すべての地域をカバーしている状況である。すべての地域で相談体制が確保される反面、広域対応であるがゆえに、迅速な対応が困難となる場合がある。市町をはじめとする関係機関の連携を図り、相談支援を必要とする障害当事者に適切な支援ができるよう、現在ある仕組みの運用改善や、より充実した相談支援体制づくりを検討する必要がある。
- 自立支援協議会は、圏域内2市町で設置済みであるが、未設置の自治体においては、早期設置に向けた取組みが必要である。
協議会設置済みの市町においては、協議会活動を通して、市町村や福祉保健所、障害福祉サービス事業者等、地域の関係者が課題を共有して地域の支援体制整備を促進し、障害者の地域における自立生活を一層支援する。
- 入院中の精神障害者の地域移行を円滑に進めるため、早い時期から医療・保健・福祉の各関係者が連携して、障害当事者本人の移行支援を行うとともに、地域における受け入れ体制の整備を行う必要がある。

《八重山》障害福祉サービスの利用見込者数

単位：人 注：下段（ ）書きは前年度からの増△減数

	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込	平成24年度 見込	平成25年度 見込	平成26年度 見込
居宅介護	80	94 (14)	108 (14)	122 (14)	135 (13)
重度訪問介護	0	0 (0)	2 (2)	2 (0)	3 (1)
行動援護	6	5 (△1)	8 (3)	8 (0)	9 (1)
同行援護		14 (14)	17 (3)	18 (1)	19 (1)
生活介護	83	121 (38)	137 (16)	139 (2)	149 (10)
自立訓練(機能訓練)	1	0 (△1)	0 (0)	5 (5)	5 (0)
自立訓練(生活訓練)	0	3 (3)	3 (0)	6 (3)	6 (0)
就労移行支援	20	24 (4)	34 (10)	36 (2)	38 (2)
就労継続支援A型	11	25 (14)	26 (1)	32 (6)	38 (6)
就労継続支援B型	109	122 (13)	139 (17)	150 (11)	150 (0)
療養介護	3	3 (0)	11 (8)	11 (0)	11 (0)
短期入所	11	19 (8)	19 (0)	20 (1)	21 (1)
共同生活援助	14	18 (4)	29 (11)	33 (4)	38 (5)
共同生活介護	0	0 (0)	4 (4)	4 (0)	8 (4)
施設入所支援	60	97 (37)	109 (12)	109 (0)	109 (0)
児童デイサービス <small>※平成23年度は4～10月分の1月当たりの平均値</small>	50	53 (3)			
児童発達支援			20 (20)	27 (7)	34 (7)
放課後デイサービス			71 (71)	76 (5)	81 (5)
医療型児童発達支援			0 (0)	0 (0)	0 (0)

新たに必要となる事業所の整備計画

	必要事業所数		新規整備箇所数 ^{※2} （旧法施設からの移行数を含まない）			
	【実績値】 平成24年2月1日時 点指定事業所数	【見込値】 ^{※3} 平成26年度末 必要事業所数	整備箇所数計	年次ごとの新規整備箇所数		
				平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	12					
重度訪問介護	12					
行動援護	2					
同行援護	1					
生活介護	4					
自立訓練(機能訓練)	0					
自立訓練(生活訓練)	1					
就労移行支援	2					
就労継続支援A型	1					
就労継続支援B型	5					
療養介護	0					
短期入所	2					
共同生活援助 ^{※1}	5					
共同生活介護						
施設入所支援	2					
児童デイサービス	3					
児童発達支援						
放課後デイサービス						
医療型児童発達支援						

調整中

※ 最終的な計画には圏域ごとの
数値を記載することとしています。

VI－計画の推進体制等

1 推進体制

- (1) 県庁内の関係部課や各福祉保健所・中央保健所及び沖縄労働局等の関係行政機関との連携を密にし、効果的かつ総合的な施策推進を図ります。
- (2) 地域の特性に合ったサービスの提供体制を確保し、各市町村における計画の達成を図るため、圏域ごとの協議の場などを活用し、各市町村の計画の推進を支援します。
- (3) 分野及び官民の別を超えた幅広い関係者による地域のネットワークづくりを推進するとともに、障害者のニーズ等を反映し、効果的かつスムーズに施策が展開できるよう、関係者との連携を強化します。